

ケニア
産業財産法

2017 年法律 No. 11 にて補正

2017 年 5 月 4 日施行

目次

第 I 部 序文

第 1 条 略称

第 2 条 解釈

第 II 部 管理

第 3 条 協会の設置及び法人としての地位

第 4 条 本部

第 5 条 協会の職務

第 6 条 理事会

第 7 条 理事会の職務及び権限

第 8 条 理事会の業務の執行

第 9 条 理事会構成員の報酬

第 10 条 理事会による委任

第 11 条 理事長

第 12 条 協会の職員

第 13 条 協会の公印

第 14 条 個人的責任の免除

第 15 条 理事会の損害賠償責任

第 16 条 協会の資金

第 17 条 会計年度

第 18 条 年次見積り

第 19 条 経理及び監査

第 20 条 資金の投資

第 III 部 特許：特許可能性

第 21 条 「発明」の意味

第 22 条 特許を受けることができる発明

第 23 条 新規性

第 24 条 進歩性

第 25 条 産業上の利用

第 26 条 特許を受けることができない発明

第 27 条 ケニアの防衛又は公共の安全に有害な情報

第 28 条 ケニア居住者による国外出願の制限

第 29 条 生命体に関する特許

第 IV 部 発明に係る権利及び発明者の記名
第 30 条 特許を受ける権利
第 31 条 他人の発明に基づく無権限の出願
第 32 条 委託を受けて又は従業者により行われる発明
第 33 条 発明者の記名

第 V 部 特許の出願，付与及び付与の拒絶
第 34 条 出願
第 35 条 発明の単一性
第 36 条 出願の訂正及び分割
第 37 条 優先権
第 38 条 対応外国出願に関する情報及び付与
第 39 条 手数料の納付
第 40 条 出願の取下
第 41 条 出願日及び方式に関する出願の審査等
第 42 条 出願の公開
第 43 条 国際型調査
第 44 条 実体審査
第 45 条 特許の付与，登録及び公告
第 46 条 特許登録簿
第 47 条 審判請求

第 VI 部 国際出願
第 48 条 第 VI 部の解釈
第 49 条 協会のその他の職務
第 50 条 非調査又は非審査の国際出願等
第 51 条 公開された国際出願の仮保護
第 52 条 国際出願の公開

第 VII 部 発明の出願人又は所有者の権利及び義務
第 53 条 権利及び義務
第 54 条 特許所有者の権利
第 55 条 権利の行使
第 56 条 先使用者の権利
第 57 条 保護の範囲
第 58 条 権利の制限
第 59 条 特許に関する ARIPO 議定書

第 VIII 部 特許の存続期間及び年金
第 60 条 特許の存続期間

第 61 条 年金

第 IX 部 出願及び特許の所有権及び共有権の変更

第 62 条 出願等の所有権の変更

第 63 条 出願及び特許の共有権

第 X 部 契約ライセンス

第 64 条 ライセンシーの権利

第 65 条 追加のライセンスの付与及び発明の実施に係るライセンサーの権利

第 66 条 付与されなかったか、取り消されたか又は無効とされた特許の効力

第 67 条 ライセンス契約の様式

第 68 条 登録申請

第 69 条 ライセンス契約において禁止されている条件

第 70 条 契約の登録及び証明書 of 交付

第 71 条 救済方法

第 72 条 不実施及び類似の理由による強制ライセンス

第 73 条 特許の相互依存性に基づく強制ライセンス

第 74 条 強制ライセンス付与の必須条件

第 75 条 強制ライセンスの付与及び条件

第 76 条 強制ライセンスの移転

第 77 条 強制ライセンスの取消

第 78 条 付与、取消又は変更の登録

第 79 条 実施許諾用意

第 XI 部 政府による又は政府に許可された第三者による特許発明の実施

第 80 条 政府による又は政府に許可された第三者による特許発明の実施

第 XII 部 実用新案

第 81 条 特許に関する規定の適用

第 82 条 実用新案証に関する特則

第 83 条 特許出願の実用新案証への変更及びその逆の変更

第 XIII 部 意匠

第 84 条 意匠の定義

第 85 条 意匠に係る権利；創作者の記名

第 86 条 登録可能な意匠

第 87 条 出願及び審査

第 88 条 意匠登録の存続期間及び更新

第 89 条 意匠登録の回復

第 90 条 図形による表示、見本等

第 91 条 意匠登録の参考資料の公告

第 92 条 意匠登録により与えられる権利
第 93 条 意匠の移転及び譲渡；ライセンス
第 XIV 部 技術革新
第 94 条 定義
第 95 条 技術革新証に対する権利
第 96 条 請求
第 97 条 技術革新証の発行又は拒絶
第 98 条 技術革新の利用
第 99 条 技術革新者の報酬
第 100 条 契約による逸脱
第 101 条 紛争

第 XV 部 一般規定：権利放棄，取消及び無効
第 102 条 権利放棄
第 103 条 取消又は無効
第 104 条 取消又は無効の効果

第 XVI 部 侵害
第 105 条 侵害を構成する行為
第 106 条 救済
第 107 条 不侵害の宣言
第 108 条 侵害手続をもってする脅迫
第 109 条 刑事手続
第 110 条 特許方法の使用の推定
第 111 条 ライセンシーによる法的手続

第 XVII 部 工業所有権審判所
第 112 条 理事長の決定に対する審判請求
第 113 条 工業所有権審判所
第 114 条 審判所の権限
第 115 条 高等裁判所に対する上訴
第 116 条 査定官
第 117 条 審判所の準則及び手続
第 118 条 理事長による審判所への付託

第 XVIII 部 雑則
第 119 条 規則
第 120 条 年次報告
第 121 条 第 509 章の廃止及び留保規定
第 122 条 印紙税の免除

第1附則(第8条) 理事会の業務の執行に関する規定

第2附則(第121条(2)) 経過規定及び留保規定

第 I 部 序文

第 1 条 略称

本法は、2001 年産業財産法として引用することができる。

第 2 条 解釈

本法において、文脈上他を意味する場合を除いて、

「出願」とは、次のもの何れかの付与を求める、本法に基づく出願をいう。

- (a) 特許
- (b) 実用新案証又は技術革新証、又は
- (c) 意匠の登録

「ARIP0」とは、アフリカ広域工業所有権機構をいう。

「ARIP0 議定書」とは、1984 年 12 月 10 日にハラレにおいて採択された特許及び意匠に関する議定書をいう。

「理事長補」とは、第 12 条に基づいて任命された理事長補をいう。

「理事会」とは、第 6 条に基づいて設置されたケニア工業所有権協会の理事会をいう。

「裁判所」とは、ケニア高等裁判所をいう。

「副理事長」とは、第 12 条に基づいて任命された副理事長をいう。

「審査官」とは、第 12 条に基づいて任命された審査官をいう。

「旧庁」とは、本法施行直前まで存在したケニア工業所有権庁をいう。

「意匠」は、第 84 条において与えられた意味を有する。

「工業所有権公報」とは、主として工業所有権出願を公告し、かつ、本法に基づいて公告することが義務付けられている他の事項を公告する目的で、協会が発行する公報をいう。

「工業所有権」とは、特許、実用新案証に基づく権利をいい、技術革新及び本法に基づいて付与された意匠の登録を含む。

「新機軸」とは、実用新案、技術革新ひな形及び意匠、並びに特定の知的所有権に値するとみなされ得る、特許を受けることができないその他の創作物又は改良物をいう。

「協会」とは、第 3 条に基づいて創設されたケニア工業所有権協会をいう。

「国際事務局」とは、1967 年 7 月 14 日にストックホルムにおいて署名された条約により創設された世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

意匠に関する「国際分類」とは、工業意匠に関する国際分類を定める 1968 年 10 月のロカルノ協定に従った分類をいう。

「発明」とは、新規で有用な技術(物理的効果を生じるか否かを問わない)、方法、機械、製品若しくは合成物で自明でないもの、又はこれらについての新規で有用な改良で自明でないものであって、商業又は産業において使用又は利用することが可能なものをいい、発明と主張されるものを含む。

「発明者」とは、第 21 条に定義する発明を現実に考案する者をいい、発明者の法定代理人を含む。

「ライセンス契約」とは、契約又は合意であって、それによりある者が自己の工業所有権を使用する許可を与えるものをいう。

「ライセンシー」とは、本法に基づいて登録されたか又は登録されたとみなされる契約に基

づくライセンシーをいう。

「ライセンサー」とは、ライセンス契約の当事者であって許可を与えるものをいう。

「理事長」とは、第 11 条に基づいて任命された協会の理事長をいう。

「大臣」とは、現に協会に関する事項について責任を負う大臣をいう。

「国家科学技術評議会」とは、科学技術法第 3 条により設置された評議会をいう(第 250 章)。

「パリ条約」とは、1883 年 3 月 20 日の工業所有権の保護に関するパリ条約の最新修正版をいう。

「特許協力条約」とは、1970 年 6 月 19 日にワシントンにおいて署名されたその名称の条約をいう。

「優先日」とは、パリ条約に規定する優先権主張の基礎となる最初の出願の日をいう。

「規則」とは、本法に基づいて定められた規則をいう。

「自己複製物質」とは、宿主生物として又はその他の間接的な方法により自己複製を方向付けるのに必要な遺伝物質を有する物質をいう。

「審判所」とは、第 113 条に基づいて設置された工業所有権審判所をいう。

「実用新案」とは、器具、用具、道具、電気及び電子回路、器械、手芸の仕組み又はその他の物体若しくはその一部であって、主題のより良い若しくは異なる機能の仕方、使い方若しくは製造の仕方を可能にするもの又は以前はケニアにおいて得られなかった有用性、利点、環境保全上の利点、節約若しくは技術的效果を与えるものの要素の形状、外形又は配置をいい、新たな効果を有する微生物又はその他の自己複製物質、遺伝子資源の産物、薬草若しくは栄養調合物を含む。

第 II 部 管理

第 3 条 協会の設置及び法人としての地位

ケニア工業所有権協会と呼ぶ協会を設置するものとし、同協会は、継続的存続権及び法人印を有する法人であり、その法人名称で次のことをすることができるものとする。

- (a) 訴訟を起こすこと及び訴訟を起こされること
- (b) 動産及び不動産を獲得し、購入し又はその他の方法で取得し、保有し、託し若しくは処分すること
- (c) 金銭を借りること及び貸すこと
- (d) 自ら提供したサービスについて手数料を課すること
- (e) 契約を締結すること
- (f) 本法に基づく協会の職務の適正な遂行のために必要なその他のすべての事柄又は行為であって、法人が適法に行えるものを行い又は遂行すること

第 4 条 本部

協会の本部はナイロビに置く。

第 5 条 協会の職務

協会の職務は、次のとおりとする。

- (a) 工業所有権の出願を検討すること及び工業所有権を付与すること
- (b) 技術移転契約及びライセンスを審査すること
- (c) 技術及び経済開発のために、工業所有権情報を公衆に提供すること、及び
- (d) ケニアにおいて独創力及び革新力を推進すること

第 6 条 理事会

協会に理事会を置くものとし、次の者により構成する。

- (a) 大臣により任命される議長。ただし、法学又は科学の学位を有し、かつ、工業所有権に関する事項について少なくとも 7 年の経験を有する者でなければならない。
- (b) 省において現に工業所有権に関する事項について責任を負う次官又はその代理
- (c) 省において現に財務に関する事項について責任を負う次官又はその代理
- (d) 省において現に産業開発に関する事項について責任を負う次官又はその代理
- (e) 国家科学技術評議会事務局長
- (f) 法務総裁又はその代理
- (g) 大臣により任命される他の 8 の構成員。内 7 は次の通り指名されるものとする。
 - (i) ケニア調査開発協会により指名される代表 1
 - (ii) ケニア製造者組合により指名される代表 1
 - (iii) ケニア事務弁護士会により指名される代表 1
 - (iv) ケニア医学研究協会により指名される代表 1
 - (v) 現に教育を担当する大臣により任命される公立大学の高名な研究専門科学者
 - (vi) ケニア技術者協会により指名される代表 1
 - (vii) ジュア・カリ組合により指名される代表 1

- (h) 第 11 条に基づいて任命される理事長
- (i) ケニア製造者組合の会長又はその代理

第 7 条 理事会の職務及び権限

理事会は、本法に基づくその職務の適正な遂行に必要なすべての権限を有するものとし、かつ、前記の一般性を害することなく、特に、理事会は、次のことを行う権限を有する。

- (a) 協会設置の目的を最適に推進する方法で協会の資産を管理し、監督し及び運用すること
- (b) 協会の資本及び経常支出並びに準備金に関する規定を定めること
- (c) 協会の代理として交付金、贈与、寄付又は基金を受領すること及びそれらから正当な支出を行うこと
- (d) 望ましいか又は適切であり、かつ、協会設置の目的を推進すると理事会が考えるケニア内外の他の団体又は組織と提携関係を結ぶこと
- (e) 協会の資金に係る銀行口座を開設すること、及び
- (f) 協会の目的のために即座には必要でない協会の資金を第 20 条に規定する方法で投資すること

第 8 条 理事会の業務の執行

- (1) 理事会の業務の執行及び管理は、第 1 附則に規定するところによる。
- (2) 理事会は、第 1 附則に述べられている業務に規定するところを除き、自らの手続を規定することができる。

第 9 条 理事会構成員の報酬

理事会は、財務について現に責任を負う大臣との協議の後自ら決定する報酬、謝礼又は手当を理事会の構成員に支給することができる。

第 10 条 理事会による委任

理事会は、一般的に又は特定の場合において、決議により、理事会の何れかの委員会又は協会の何れかの構成員、役員、従業者若しくは職員に対し、本法又は他の成文法に基づく理事会の何れかの権限の行使又は何れかの職務又は職責の遂行を委任することができる。

第 11 条 理事長

- (1) 理事会により任命される協会の理事長を置くものとし、その任期及び勤務条件は、理事会が任命書又はその他の書面により随時定める。
- (2) 次に該当しない者を本条に基づいて任命してはならない。
 - (a) 定評のある大学から授与された法学、科学、情報技術又は経営学の学位を有し、かつ
 - (b) 工業所有権に関する事項について少なくとも 7 年の実務経験を有する者
- (3) 理事長は、
 - (a) 職権による理事会構成員であるが、理事会の如何なる会合においても投票権を有さず、
 - (b) 2017 年法律 No. 11 により削除
 - (c) 理事会の指示に従うことを条件として、協会の業務の日常の管理について責任を負う。

第12条 協会の職員

(1) 理事会は、本法又は他の成文法に基づく協会の職務の適正な遂行のために必要な協会の事務官、副理事長、理事長補、審査官、及び幹部その他の職員を、理事会が定める任期及び勤務条件で任命することができる。

(2) 理事長は、この法律に基づいて与えられた義務および機能のいずれかを幹部職員に委任することができる。

第13条 協会の公印

(1) 協会の公印は、理事会が指示するところにより保管するものとし、理事会の命令がある場合を除いて使用してはならない。

(2) 協会の公印は、これが書類に捺印され、適正に認証された場合は、裁判所により及び公的に確知されるものとし、逆のことが証明されない限り、本条に基づいて必要な理事会による命令又は授権は適正になされたものとみなされる。

第14条 個人的責任の免除

理事会の構成員又は協会の幹部、従業者若しくは職員が行った事項又は事柄に関して、それが協会の職務、権限又は職責の執行のために善意で行われた場合は、当該構成員、幹部、従業者若しくは職員又はその指示に基づいて行動した者は、如何なる訴訟、権利主張又は要求についても個人的に責任を問われない。

第15条 理事会の損害賠償責任

第14条の規定は、本法又は他の成文法により理事会に与えられた権限の行使により、又は全面的であるか部分的であるかを問わず何れかの業務の瑕疵により生じた何人かの身体、財産又は権利に対する損害についてその者に対して補償金又は損害賠償金を支払う責任から協会を免除するものではない。

第16条 協会の資金

(1) 協会の資金は、次のものから構成される。

(a) (2)に従って大臣から協会に交付される金額

(b) 本法又は他の成文法に基づく協会の権限の行使又は協会の職務の遂行の過程において協会に生じる又は帰属する金銭又は資産

(c) その他から供給され、寄付され又は貸し出されたすべての金銭

(2) 本法に基づく協会の権限の行使及び職務の遂行において協会が負担する支出に当てるために、その目的で国会により提供される金銭から協会に交付金を出すものとする。

第17条 会計年度

協会の会計年度は、各年6月30日に終了する12月の期間とする。

第18条 年次見積り

(1) 理事会は、各会計年度が開始する少なくとも3月前に、当該年度に係る協会の収入及び支出の見積りを作成させる。

(2) 年次見積りにおいては、当該会計年度に係る協会のすべての収入見積りを提示するものとし、特に、見積りは次のものについて提示しなければならない。

- (a) 協会の職員に係る給与、手当及びその他の経費の支出
 - (b) 協会の職員に係る年金、心付け及びその他の経費の支出
 - (c) 協会の建物及び敷地の適正な保全
 - (d) 協会の設備及びその他の所有物の保全、修理及び取替え
 - (e) 退職手当、建物若しくは設備の保険若しくは取替えに係る、又は理事会が適切と認めるその他の事項に係る将来の又は不測の負担に備えるための準備金の創設
- (3) 年次見積りは、それが関係する会計年度の開始の前に理事会によって承認されなければならない。次いで、承認のために大臣に提出されるものとし、大臣の承認後は、理事会は、大臣の同意を得なければ年次見積りを増額してはならない。

第 19 条 経理及び監査

- (1) 理事会は、協会の収入、支出及び資産に係る経理のすべての適正な帳簿及び記録を保管させるものとする。
- (2) 理事会は、各会計年度の終わりから 4 月の期間内に、会計検査官(法人)又は本条に基づいて任命される監査人に対し、協会の経理報告を次のものと共に提出する。
 - (a) 当該年度中の協会の収入及び支出に係る計算書
 - (b) 当該年度の最後の日における協会の貸借対照表
- (3) 協会の経理報告は、会計検査法第 29 条、第 30A 条に従って(第 412 章)、会計検査官(法人)により又は会計検査法第 29 条(2)(b)に従って与えられる会計検査官(法人)の承認を得て理事会が任命する監査人により監査され、報告されるものとする。

第 20 条 資金の投資

- (1) 理事会は、現在法律上受託者が信託資金を投資することができる証券、又は財務省がその目的で随時承認するその他の証券に、協会の資金の何れの部分も投資することができる。
- (2) 理事会は、財務省の承認を得ることを条件として、協会の目的で直ちには必要としない金銭を自ら定める銀行に預金することができる。

第 III 部 特許：特許可能性

第 21 条 「発明」の意味

- (1) この部の適用上、「発明」とは、技術の分野における特定の問題の解決方法をいう。
- (2) (3)に従うことを条件として、発明は、製品又は方法であること、又は製品又は方法に関するものであることが可能である。
- (3) 次のものは、発明とみなしてはならず、特許権保護から除外するものとする。
 - (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
 - (b) 事業を行い、純粋に精神的な行為を行い又はゲームをするための計画、規則又は方法
 - (c) 外科又は治療による人間又は動物の体の処置方法、及び前記に関連して行われる診断方法。ただし、当該方法において使用される製品を除く。
 - (d) 単なる情報の提示
 - (e) 健康に関する事項について責任を負う大臣が重大な健康上の危険又は生命を脅かす病気として指定する病気の防止又は処置のために使用される一切の分子又はその他の物質の公衆衛生関連での使用の方法

第 22 条 特許を受けることができる発明

発明が新規であり、進歩性を有し、産業上の利用性がある場合は、特許を受けることができる。

第 23 条 新規性

- (1) 発明が先行技術により予期されない場合は、新規である。
- (2) 本法の適用上、紙面による開示(図面及びその他の図解を含む)の方法で、又は口頭による開示、使用、展示若しくはその他の紙面によらない方法で、世界の何れかの場所において公衆の利用に供されたすべての事柄を先行技術とみなす。ただし、当該開示が出願日前、又は優先権が主張されている場合は出願に関して有効に主張されている優先日前に生じたことを条件とする。
- (3) 新規性の評価の目的上、ケニアにおいて特許又は実用新案証の付与を求める出願は、出願日から、又は優先権が主張されている場合は出願の有効に主張されている優先権の日から、本法又は特許協力条約に従ってその内容が公衆の利用に供されているか又は後日供される範囲内で、先行技術に含まれているものとみなされる。
- (4) (2)の適用上、発明の開示が生じたのが出願日又は該当する場合は出願の優先日の前 12 月より前ではなかった場合において、それが
 - (a) 出願人若しくはその前権利者によってなされた行為、又は
 - (b) 出願人若しくはその前権利者に関して第三者により行われた明白な濫用を理由とするものであったか又はその結果であったときは、当該発明の開示は考慮に入れないものとする。

第 24 条 進歩性

発明を主張する出願に関係する先行技術に鑑みて、出願日において、又は優先権が主張されている場合は出願に関して有効に主張されている優先日において、当該発明に関わる技術の

熟練者にとって当該発明が自明なものでなかった場合は、当該発明は進歩性を有するものとみなされる。

第 25 条 産業上の利用

発明は、その内容に鑑みて、農業、医療、漁業又はその他のサービスを含む何れかの種類の産業において作る又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなされる。

第 26 条 特許を受けることができない発明

次のものは、特許を受けることができない。

(a) 種子及び植物品種法(第 326 章)に規定する植物の品種。ただし、その部分又は生物工学的方法の産物は該当しない。

(b) 公序良俗、公衆の衛生及び安全、人道並びに環境保全に反する発明

第 27 条 ケニアの防衛又は公共の安全に有害な情報

(1) 本法又はケニアが当事国である国際条約に基づいて協会に特許出願がなされ、かつ、当該出願には、公表されたならばケニアの防衛に有害となる虞がある情報として防衛に責任を負う大臣又は関係大臣から理事長に通知された種類の情報が含まれていると理事長が考える場合は、理事長は、当該情報の公表又は特定の者への伝達を禁止又は制限する指示を発出することができる。

(2) なされた出願には公表されたならば公共の安全に有害となる虞がある情報が含まれていると理事長が考える場合は、理事長は、当該情報の公表又は特定の者への伝達を、第 42 条の適用上定められる期間の満了から 3 月を超えない期間の満了まで禁止又は制限する指示を発出することができる。

(3) ある出願に関して本条に基づく指示が効力を有する場合において、

(a) 当該出願が本法に基づいてなされたときは、特許付与の準備が整う段階までそれを処理することができるが、公告してはならず、当該出願に関する如何なる情報も伝達してはならず、また、当該出願に基づいて特許を付与してはならず、

(b) それが ARIPO 特許に係る出願であるときは、当該出願を ARIPO 事務所に送付してはならず、更に

(c) それが国際特許出願であるときは、その写しを国際事務局にも又は特許協力条約に基づいて指定された国際調査機関にも送付してはならない。

(4) 理事長が何れかの出願に関して本条に基づく指示を発出した場合は、同人は、当該の出願及び指示について、防衛に責任を負う大臣及び関係大臣に通知するものとし、その際は次の規定が適用される。

(a) 防衛に責任を負う大臣又は関係大臣は、前記の通知を受領したときは、当該出願の公告又は問題の情報の公表又は伝達がケニアの防衛又は公共の安全に有害であるか否かを検討する。

(b) 防衛に責任を負う大臣又は関係大臣が当該出願の公告又は当該情報の公表若しくは伝達は公共の安全に有害である旨の決定を下した場合は、同大臣は、理事長に通知し、理事長は(2)に基づく指示が(e)に基づいて取り消されるまで当該指示を維持するものとする。

(c) 防衛に責任を負う大臣又は関係大臣が当該出願の公告又は当該情報の公表若しくは伝達

はケニアの防衛又は公共の安全に有害である旨の決定を下した場合は、同大臣は、(d)に基づく通知が先に防衛に責任を負う大臣又は関係大臣から理事長に発出されている場合を除き)出願日から9月の期間中に当該問題を再検討するものとし、その後の12月の期間ごとに少なくとも1回再検討するものとする。

(d) 防衛に責任を負う大臣又は関係大臣が随時出願を検討した結果、当該出願の公告又は当該出願に含まれる情報の公表若しくは伝達がケニアの防衛又は公共の安全に有害でないか又はもはや有害でなくなったと考える場合は、同大臣は、理事長にその旨の通知を発出する。

(e) 理事長は、(d)に基づく通知を受領したときは、当該指示を取り消すものとし、また、自ら適切と認める条件に従うことを条件として、当該出願に関連して本法により又は本法に基づいて行うことを義務付けられているか又は許容されている事柄を行う期間を、その期間が既に満了しているか否かに拘らず、延長することができる。

(5) 防衛に責任を負う大臣又は関係大臣は、(4)(c)にいう問題について決定を下すに際し、次の何れかを行うことができる。

(a) 第42条の適用上定める期間の満了後いつでも、又は当該期間の満了前に出願人の同意を得て、当該出願及びそれに関連して提出された書類を検討すること

(b) 当該出願に原子力の生産若しくは使用、又は当該生産若しくは使用に関連する事項の研究に関する情報が含まれている場合は、それに関連して理事長に送付された出願及び書類を研究し、かつ、出願された特許の有用性の有無について合理的に速やかに理事長に報告することを国家科学技術評議会に委任すること

(6) 発明に係る特許出願に関して本条に基づく指示が発出され、それに関する所定の期間が満了し、かつ、当該指示がなお効力を有する間に特許付与を求めて出願がなされた場合において、

(a) 当該指示が効力を有する間に政府の省、部局若しくは機関により、又はその書面による委任を得て若しくはその命令に基づいて当該発明が実施されたときは、第80条の規定は、

(i) 当該実施が同条の規定に基づいて行われ、

(ii) 当該出願が前記の期間の満了時に公告され、

(iii) 特許付与を求めて出願がなされた時に当該発明に特許が付与された(当該特許の条件は出願がなされた時における出願の条件であるものとみなす)ものとして、適用され、また、

(b) 当該指示の効力が維持されたために当該特許の出願人が困難を蒙ったと防衛に責任を負う大臣又は関係大臣が考えたときは、同大臣は、財務に責任を負う省の同意を得て、当該発明の長所及び有用性、発明が工夫された目的並びにその他の関係事情を考慮して合理的であると考えられる補償を出願人に支払うことができる。

(7) 出願人が(6)に基づいて支払を受けた補償額に不満な場合は、同人は、審判所に審判請求を行うことができる。

(8) 本条に基づいて関係指示が発出された出願に基づいて特許が付与された場合は、当該指示が効力を維持している期間に関しては更新手数料の納付を要さない。

(9) 本条に基づく指示に従わない者は、有罪判決があったときは、2年以下の拘禁若しくは2万シリング以下の罰金又はその双方に処される。

第 28 条 ケニア居住者による国外出願の制限

(1) 本条の規定に従うことを条件として、ケニアに居住する如何なる者も、理事長が付与する書面による許可なくしては、発明特許出願をケニア外において行い又は行わせてはならない。ただし、次の場合はこの限りでない。

(a) ケニア外における出願の 6 週間以上前に同一の発明について特許出願が協会に対して行われ、かつ

(b) ケニアにおける出願に関して第 27 条に基づく指示が発出されないか又は当該指示が取り消された場合

(2) (1)は、発明であって、それに関する特許出願が先にケニア外の国においてケニア外に居住する者により行われているものに係る特許出願には適用されない。

(3) 本条に違反して、特許付与に係る出願を行ったか又は行わせた者は、有罪判決があったときは、20 万シリング以下の罰金若しくは 2 年以下の拘禁又はその双方に処される。

(4) 2017 年法律 No. 11 により削除。

第 29 条 生命体に関する特許

(1) 発明が、微生物学的方法又はその産物に関わるものであり、かつ、公衆の利用に供されない微生物の使用であって、当該技術の熟練者が当該発明を実施できるように特許出願において説明することができないものを必要とするものである場合は、当該発明は、次の場合にのみ、開示されたものとみなすことができる。

(a) 当該微生物の培養体が出願日までに寄託機関に寄託され、

(b) なされた出願が、当該微生物の特性について出願人に利用可能な関連情報を示しており、また

(c) 寄託機関名及び培養体寄託のファイル番号が出願において示されている場合

(2) (1) (b)にいう情報は、出願日、又は優先権が主張されている場合は優先日から 16 月の期間内に提出しなければならない。

(3) 寄託された培養体は、ファイルを閲覧する権利を有する何人かの請求に基づいて、利用に供されるものとする。

(4) (a) 寄託された微生物がもはや生存していないために、又は

(b) その他の理由で微生物の寄託を受けた機関が試料を提供できなくなったために、当該機関から寄託された微生物を利用することができなくなり、かつ、微生物が引き続き利用できるようになるような他の寄託機関に移転されなかった場合において、当該利用可能性の中断について寄託者が寄託機関から通知された日から 3 月の期間内に、当初寄託された微生物が新規に寄託され、かつ、新規の寄託の日から 4 月以内に、当該機関が発行した当該寄託の受領証で出願番号又は特許番号を表示したものの写しが協会に送付されたときは、利用可能性の中断は生じなかったものとみなされる。

(5) 新規の寄託には、新規に寄託された微生物は当初寄託されたものと同一である旨を示した、寄託者が署名した陳述書を添えなければならない。

第 IV 部 発明に係る権利及び発明者の記名

第 30 条 特許を受ける権利

- (1) 本条に従うことを条件として、特許を受ける権利は発明者に属する。
- (2) 2 以上の者が共同で発明を行った場合は、特許を受ける権利はこれらの者に共同で属する。
- (3) 2 以上の者がそれぞれ相互に独立して同一の発明を行った場合は、その限りにおいて、最先の出願日、又は優先権が主張されているときは、特許付与につながる有効に主張された最先の優先日を有する出願を有する者が当該特許を受ける権利を有する。
- (4) 特許を受ける権利は、譲渡すること、又は承継により移転することができる。
- (5) 第 64 条から第 80 条までは、特許を受ける権利を譲渡する契約に準用する。

第 31 条 他人の発明に基づく無権限の出願

出願人がその出願の主題である発明の本質的要素を他人の発明から入手した場合は、同人は、当該特許を受ける権利を有する者又は当該特許を所有する者により許可されない限り、その者に当該出願を、又は既に特許が付与されている場合は当該特許を譲渡しなければならない。

第 32 条 委託を受けて又は従業者により行われる発明

- (1) 第 30 条に拘らず、かつ、契約に別段の規定が存在しない場合は、委託又は雇用契約の履行の過程で行われた発明に係る特許を受ける権利は、当該作業を委託した者又は使用者に属する。
ただし、当該発明が特別に重要なものである場合は、従業者は、その給与及び当該発明から使用者が得た利益を考慮して公正な報酬を受ける権利を有する。
- (2) (1)の規定は、雇用契約において、発明活動を行うことを従業者に義務付けていないが、従業者が雇用されている間に利用可能なデータ又は手段を用いることにより発明を行った場合に適用される。
- (3) (2)に規定する状況において、従業者は、その給与、発明の重要性及び使用者が当該発明から得る利益を考慮して公正な報酬を受ける権利を有する。
- (4) 当事者間に合意が存在しない場合は、報酬は審判所が定める。
- (5) 雇用又は役務契約とは無関係に、かつ、使用者の資源、データ、手段、材料、装置又は設備を使用しないで行われた発明は、従業者又は委託を受けた者のみに属する。
- (6) 本条は、適切な場合は、政府組織又はその他の組織に、直接的又は間接的に適用される。

第 33 条 発明者の記名

発明者は、特許出願及び特許において発明者として記名されるものとするが、発明者が、理事長宛ての特別の宣言書において、記名されないことを希望する旨を表示した場合はこの限りでない。ただし、発明者がある者に対して行った、前記の宣言を行う旨の約束又は請け合いは、法的効果を有さない。

第 V 部 特許の出願，付与及び付与の拒絶

第 34 条 出願

- (1) 特許出願は，理事長に対して行うものとし，次のものを含まなければならない。
 - (a) 願書
 - (b) 発明の詳細な説明
 - (c) 1 又は複数のクレーム
 - (d) 1 又は複数の図面(必要な場合)
 - (e) 要約
- (2) 出願人の通常の居所又は主たる事業所がケニア外にある場合は，出願人は，協会において業務を行うことを認められたケニア国民である代理人によって代理されなければならない。
- (3) 願書には，出願人，発明者及び存在する場合は代理人の名称及びそれらに関する所定のデータ，並びに発明の名称を記載する。出願人が発明者でない場合は，願書には，特許に係る出願人の権利を理由付ける陳述書を添えなければならない。
- (4) 代理人の指定は，願書における代理人の表示又は出願人が署名した委任状の交付により示されるものとし，かつ，(2)が適用される場合は，願書において代理人が表示されなければならない。
- (5) 発明の詳細な説明においては，発明及び発明を実施するための少なくとも 1 の方法を，当該技術について通常の熟練度を有する者が当該発明を実施して評価することができる程度に詳細，明確，簡潔，正確な用語で開示するものとし，かつ，当該説明には，発明の理解に不可欠な図面並びに微生物の場合等は関係する寄託物及び自己複製物質を含めなければならない。
- (6) クレームは，保護を求めている事項を明示するものとし，明確かつ簡潔であり，また，説明により十分に裏付けられていなければならない。
- (7) 要約は，単に技術情報の目的に資するものでなければならない。特に，要約は，保護を求めている範囲を解釈する目的で考慮に入れてはならない。
- (8) 出願が満たさなければならない要件の詳細は，本法に基づいて定める規則によって定める。

第 35 条 発明の単一性

- (1) 出願は，1 の発明のみか又は単一の一般的発明概念を構成するように結合された 1 群の発明に関係するものでなければならない。
- (2) 規則には，(1)に基づく発明の単一性の要件の遵守に関する準則を含める。
- (3) 発明の単一性の要件を満たさなかった出願に基づいて特許が付与されているという事実は，当該特許の無効又は取消の理由とはならない。

第 36 条 出願の訂正及び分割

- (1) 出願人は，出願を訂正することができるが，その訂正が当初の出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。
- (2) 出願人は，当初の出願を複数の出願(以下「分割出願」という)に分割することができるが，各分割出願が当初の出願における開示の範囲を超えないことを条件とする。

(3) 内閣官房は、本条の規定を実施するための規則を制定することができる。

第37条 優先権

(1) 出願には、出願人又はその前権利者がパリ条約の当事国において又は当該国について行った1又は複数の先の国内、広域又は国際出願についてパリ条約に規定する優先権を主張する宣言を含めることができる。

(2) 理事長は、前記の宣言を含む出願の実行から3月の満了後、随時、出願人に対し、当該先の出願が行われた協会が、又は当該先の出願が特許協力条約に基づいて行われた国際出願である場合は国際事務局が正確なものとして認証した先の出願の写しを提出するよう要求することができる。

第38条 対応外国出願に関する情報及び付与

(1) 理事長の要求があったときは、出願人は、理事長に対して行った出願において主張している発明と同一の発明に関して出願人が他国の国内工業所有権庁又は広域工業所有権事務所に対して行った特許その他の被保護権に係る外国出願(本法において「外国出願」という)の日付及び対応番号を理事長に提出しなければならない。

(2) 出願人は、理事長の要求があったときは、外国出願の1に関して次の書類を理事長に提出しなければならない。

(a) 当該外国出願に関して行われた調査又は審査の結果に関して出願人が受領した通信の写し

(b) 当該外国出願に付与された特許証又はその他の被保護権証明書の写し、及び

(c) 当該外国出願を拒絶する、又は当該外国出願において請求されている付与を拒絶する最終決定書の写し

(3) 出願人は、理事長の要求があったときは、当該外国出願に基づいて出願人に付与された特許又はその他の被保護権を取り消すか又は無効にする決定書の写しを理事長に提出しなければならない。

(4) 出願人は、理事長の要求があったときは、(2)にいうもの以外の外国出願に関して行われた調査又は審査の結果に関して出願人が受領した通信の写しを理事長に提出しなければならない。

(5) 本条に基づいて提出された書類は、単に、理事長に対して行われた出願又はその出願に基づいて付与された特許において主張されている新規性の評価を容易にする目的に資するものである。

(6) 出願人は、本条に基づいて提出された書類に関して意見を述べる権利を有する。

(7) 本条に基づく要件の詳細は、規則により定める。

第39条 手数料の納付

(1) 出願には所定の手数料が課される。

(2) 理事会は、所定の方法により及び所定の事情において、手数料の全部又は一部の要求を控えることができる。

第40条 出願の取下

出願人は、特許の付与、又は出願の拒絶若しくは特許付与の拒絶の通知の前はいつでも、出願を取り下げることができる。

第41条 出願日及び方式に関する出願の審査等

(1) 理事長は、出願の受領日を出願日として付与する。ただし、受領の時点で、提出書類に次のものが含まれることを条件とする。

- (a) 出願人の名称及び宛先
- (b) 見たところ説明と考えられる部分、及び
- (c) 見たところクレームと考えられる部分

(2) 出願が受領の時点で所定の要件を満たしていないと理事長が認めた場合は、同人は、所要の修正を提出するよう出願人に求めるものとする。

(3) 出願人が(2)にいう求めに応じた場合は、理事長は、所要の修正の受理日を出願日として付与する。そうでない場合は、同人は、出願は行われなかったものとして処理する。

(4) 出願において出願に含まれていない図面に言及しているときは、理事長は、欠落している図面を提出するよう出願人に求めるものとし、出願人がこの求めに応じた場合は、欠落している図面の受理日を出願日として付与する。そうでない場合は、同人は、出願の受領日を出願日として付与し、かつ、図面への言及はなかったものとして処理する。

(5) (2)及び(4)に基づく求めが出願人に送付されなかったにも拘らず、出願人が(1)にいう要件の何れかに関する出願の修正を提出した場合は、理事長は、当該修正の受理日を出願日として付与する。ただし、当該修正が出願日から30日以内に受理されたことを条件とする。

(6) 2017年法律No.11により削除

(7) 理事長は、出願に関し、次の不備の何れかがあるか否かについて審査を行わせる。

- (a) 願書が第34条(3)及びそれに付随する準則の要件を満たしていないこと
- (b) 説明、クレーム、及び該当する場合は図面が規則により定められている物理的要件を満たしていないこと
- (c) 出願に要約が含まれていないこと
- (d) 2017年法律No.11により削除
- (e) 第39条にいう手数料が規則に規定するところにより納付されていないこと、又は当該手数料の納付が同条に基づいて控えられていること

(8) 理事長が(7)にいう不備の何れかを認めた場合は、同人は、当該不備を是正するよう出願人に求めるものとする。ただし、出願に対する修正が出願日の変更を必要とするものでないことを条件とする。また、出願人が求めに応じない場合は、出願は理事長により拒絶される。

(9) 本条に基づく要件及び手続の詳細は、規則により定める。

第42条 出願の公開

(1) 理事長は、出願日、又は優先権が主張されている場合は優先日から18月の満了後速やかに出願を公開する。ただし、出願人の申請があった場合は、18月の満了前に出願を公開することができる。

(2) (1)の適用上、優先権を主張する出願の場合は、18月の期間は原出願日から開始するものと解し、2以上の優先権主張を伴う出願の場合は、当該期間は最先の優先日から開始するもの

と解する。

(3) 特許出願の公開は、規則に定める事項をケニア官報又は工業所有権公報において公表することにより行う。

(4) 内閣官房は、本条の規定を実施するための規則を制定することができる

第 43 条 国際型調査

(1) 理事長は、方式が適正と認められる出願を国際型調査の対象とするべき旨を指示することができる。

(2) (1)に基づく指示が発出された場合は、理事長は、出願人に対し所定の手数料を納付するよう求める。出願人がこの求めに応じない場合は、出願は拒絶される。

(3) 理事長は、国際型調査に関する報告を受領したときは、当該報告において引用されている書類の写しを理事長に提供するよう出願人に要求することができ、適法な理由なしに所定の期間内に写しが提供されない場合は、出願は拒絶される。

(4) 国際型調査報告又は報告の不作成宣言から、出願又はクレームの主題が発明でないことが明らかな場合は、理事長は、不備のある出願を拒絶し、又は不備のあるクレームを取り下げられたものとみなす。ただし、出願人が、出願又はクレームの主題が発明であることを理事長に納得させた場合はこの限りでない。

(5) 国際型調査報告又は報告の不作成宣言から、

(a) 説明、クレーム、又は該当する場合は図面の全部若しくは一部が、有意義な調査を実施できない程度に所定の要件を満たしていないこと、又は

(b) 出願の全部若しくは一部が、第 35 条及びそれに付随する準則に定める発明の単一性の要件を満たしていないこと、又は

(c) 出願において主張されている発明が新規性の要件を満たさないことが明らかな場合は、理事長は、出願を拒絶するものとする。ただし、出願人が、要件が満たされていることを理事長に納得させるか又は要件を満たすように出願を修正し若しくは分割した場合は、この限りでない。

(6) 本条に基づく要件及び手続の詳細は、規則により定める。

第 44 条 実体審査

(1) 2017 年法律 No. 11 により削除。

(2) 特許出願が第 41 条(7)にいう要件を満たしている場合は、理事長は、その旨を出願人に通知し、出願人は、当該出願の出願日から 5 年以内に、所定の様式により、(3)の規定に基づく出願の審査を求める請求を提出する。

ただし、所定の期間内に請求が行われない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

(3) (2)に基づいて請求が行われた場合は、理事長は、

(a) 出願の対象である発明が本法にいう意味で特許を受けることができるものであるか否か、

(b) 出願が第 34 条(5)及び(6)の要件を満たしているか否か、及び

に関して出願の審査を行わせる。

(c) 出願が第 35 条に定められた発明の単一性の要件を満たしているか否か、

に関して出願の審査を行わせる。

(4) 2017 年法律 No. 11 により削除。

- (5) 2017 年法律 No. 11 により削除。
- (6) 2017 年法律 No. 11 により削除。
- (7) 理事長が(3)にいう条件の何れかが満たされていないと考える場合、理事長は、その旨を出願人に通知すると共に、同人に対し、自己の意見を述べ、かつ、該当する場合は出願を訂正するよう求める。
- (8) 出願人が提出した意見又は修正如何に拘らず、(3)にいう条件の何れかが満たされていないと理事長が認める場合は、理事長は特許の付与を拒絶し、その旨を出願人に通知する。
- (9) 本条に基づいて満たされるべき要件及び手続の詳細は、規則により定める。

第 45 条 特許の付与、登録及び公告

- (1) 第 41 条又は第 44 条に基づいて出願が拒絶されたか又は特許が拒絶された場合を除き、特許が付与され、所定の様式で出願人に特許証が交付される。
- (2) (1)に基づいて付与されたすべての特許は登録され、かつ、合理的に速やかに、規則に定める方法で理事長により公告される。

第 46 条 特許登録簿

- (1) 理事長は登録簿を備えるものとし、そこに、本法に基づいて付与されたすべての特許を記録し、付与の順序でそれに番号を付し、また、それぞれの特許に関して、該当する場合は年金の不納によるその消滅及び本法に基づいて記録すべきすべての取引を記録する。
- (2) 何人も、就業時間中は、(1)に基づいて備えられる登録簿を閲覧することができ、かつ、所定の手数料を納付すること及び本条に基づいて定められる規則に従うことを条件として、登録簿の抄本を入手することができる。
- (3) 登録簿に関する詳細は、規則により定める。

第 47 条 審判請求

出願人は、理事長による出願日を付与する決定、出願を拒絶する決定、出願を行われなかったものとして処理する決定、クレームが取り下げられたものとみなす決定、又は特許付与を拒絶する決定に対して、審判所に審判請求を行うことができる。

第 VI 部 国際出願

第 48 条 第 VI 部の解釈

この部の適用上、

「国際出願」とは特許協力条約及びそれに基づいて設けられた規則に従って行われた国際出願をいい、

「受理官庁」、「指定官庁」、「選択官庁」、「国際公開」、「国際調査報告」、「国際予備審査報告」、並びに「指定する」及び「選択する」は、特許協力条約においてこれらの語それぞれに与えられた意味を有する。

第 49 条 協会のその他の職務

(1) 協会は、ケニアの国民又は居住者が協会に対して国際出願を行った場合において受理官庁としての役割を果たす。

(2) 国内特許に関してケニアが指定又は選択された国際出願の場合は、協会は、指定官庁又は選択官庁としての役割を果たす。

(3) この部に基づく協会の職務は、特許協力条約の規定、同条約に基づいて設けられた規則及び同規則に基づいて公布された実施細則、並びに本法の規定及び本法に付随する規則に従って遂行されるものとする。

ただし、抵触がある場合は、特許協力条約の規定、規則及びそれに基づいて公布された実施細則が適用される。

第 50 条 非調査又は非審査の国際出願等

(1) 国際調査報告が作成されていないか又は当該国際出願のクレームの 1 又は一部にのみ関係している場合は、理事長は、出願人が報告の全部又は一部の不作成には理由がなかったことを理事長に納得させた場合を除き、当該国際出願を拒絶するか又は報告で扱われていないクレームを取り下げられたものとみなす。

(2) 国際調査報告が、出願人の追加手数料納付拒絶により、クレームの 1 又は一部のみに関係している場合は、国際出願で結果として調査されなかった部分は、取り下げられたものとみなす。ただし、出願人が、第 36 条(2)に規定するように当該出願から関係部分を分割するか又は追加手数料納付の求めは正当でなかったことを理事長に納得させた場合は、この限りでない。

(3) 国際出願に関する国際予備審査報告が理事長に送達された場合は、次の各号が適用される。

(a) 発明の単一性の要件が遵守されていない場合において、国際予備審査報告により、国際予備審査が限定されたクレームについて実施されたか又は主発明についてのみ実施されたことが示されているときは、国際出願の国際出願のうち国際予備審査の対象でなかったとして示された部分は、取り下げられたものとみなされる。ただし、出願人が、第 36 条(2)に規定するように当該出願から関係部分を分割するか又は国際予備審査機関の求めは正当でなかったことを理事長に納得させた場合はこの限りでない。また、

(b) 国際予備審査報告が、国際出願の全体又はそのクレームの 1 又は一部のみに関して、特許協力条約第 34 条(4)(a)にいう不備が存在するとの意見を述べている場合は、当該国際出願

又は当該クレームは、取り下げられたものとみなされる。ただし、出願人が、当該不備が存在しないことを理事長に納得させた場合はこの限りでない。

(4) 国際調査報告又は国際予備審査報告から国際出願において主張されている発明が新規性の要件を満たさないことが明らかな場合は、理事長は、出願に基づく特許を付与することを拒絶することができる。ただし、出願人が、当該要件が満たされていることを理事長に納得させるか又は要件を満たすようなやり方でクレームを訂正した場合はこの限りでない。

第 51 条 公開された国際出願の仮保護

(1) 特許の付与前ただし特許協力条約に基づく国際公開の日後に行われた行為に関し、当該国際公開が英語により行われた場合は、侵害に対する救済を求めることができる。

(2) 国際公開が英語以外の言語により行われた場合において、出願人が当該国際公開の英語の翻訳文を侵害者に送付していたときは、侵害者が当該翻訳文を受領した後に侵害者がした行為に関してのみ、(1)が適用される。

第 52 条 国際出願の公開

国内特許のためにケニアが指定されている国際出願の特許協力条約第 21 条に基づく公開は、第 42 条の規定による公開として処理するものとする。

第 VII 部 発明の出願人又は所有者の権利及び義務

第 53 条 権利及び義務

(1) 発明の出願人又は所有者は、次のことをする権利を有する。

(a) 本法に基づく関係要件が満たされた場合に、特許の付与を受けること

(b) 特許付与の後、第 58 条に明示する期間内に、何人かが第 54 条にいう方法で特許発明を利用するのを防止すること、及び

(c) 第 X 部に規定するところにより、かつ、(2)にいう義務に従うことを条件として、ライセンス契約を締結すること

(2) 発明の出願人又は所有者は、次のことを行う義務を負う。

(a) 発明を明確かつ完全な方法で開示すること、及び、特に、本法に基づいて適用される要件に従い、罰則を受けることを条件として、発明を実施する少なくとも 1 の方法を示すこと

(b) 対応外国出願及び付与に関する情報を与えること

(c) 本法及び規則に定めるところにより、これらに規定する罰則を受けることを条件として、理事長に手数料を納付すること、及び

(d) ライセンス契約及び特許又は特許出願を譲渡する契約に関連して、第 69 条にいう望ましくない規定を設けないこと

第 54 条 特許所有者の権利

(1) 特許所有者は、何人かが次の行為の何れかにより保護発明を利用するのを防止する権利を有する。

(a) 特許が製品に関して付与されている場合は、

(i) 当該製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し及び使用すること、又は

(ii) 当該製品の販売申出をし、製品を販売し若しくは使用する目的で、当該製品を貯蔵すること

(b) 特許が方法に関して付与されている場合は、

(i) 当該方法を使用すること、又は

(ii) 当該方法を用いて直接的に得られた製品に関して、(a)にいう行為の何れかをする

(2) 本条に基づいて特許所有者に与えられる権利は、特許の失効後当該製品を商品化する目的で製品の許可又は登録を関係機関から得るために必要な、第三者による行為には適用されない。

第 55 条 権利の行使

特許所有者は、次のことをする権利を有する。

(a) 第 54 条にいう行為の何れかを、所有者の許可を得ないで何人かが実行し又は実行する虞があることを抑止するための差止命令を得ること、及び

(b) 当該特許の存在を知らず、所有者の許可を得ないで第 54 条にいう行為の何れかを実行した者から損害賠償を請求すること、

(c) 所有者の許可を得ないで、公開された出願においてクレームされている発明の何れかを実施した者から、当該発明について特許が付与されているものとして補償を請求すること
ただし、同人が、当該行為の実行の時点において、

- (i) 自己が実施している発明が公開された出願の主題であるとの現実の知識を有していたこと、又は
- (ii) 自己が実施している発明が公開された出願の主題である旨の通知であって、その中で当該出願がその出願番号により特定されているものを受領していたことを条件とする。

第 56 条 先使用者の権利

- (1) 第 54 条の規定に拘らず、特許は、当該特許がその効力を生じる領域内において、特許付与の基礎となった出願の出願日又は優先権が主張されている場合は優先日前に、自己の事業又は業務の目的で、善意で、当該発明を実施していたか又は当該実施のための実際上のかつ真摯な準備を行っていた者(以下「先使用者」という)に対して効力を有さない。同人は、その事業又は業務の目的で、前記の実施を継続し、又は前記の準備において意図していたところにより当該発明を継続して実施する権利を有する。
- (2) 先使用者の権利は、その事業若しくは業務と、又はその事業若しくは業務のうち前記の実施若しくは実施の準備が行われていた部分と共にしてのみ移転又は委譲することができる。

第 57 条 保護の範囲

保護の範囲は、クレームの用語により決定されるが、クレームを解釈するために、特許に含まれている説明及び図面を用いることができる。

第 58 条 権利の制限

- (1) 特許に基づく権利は、工業上又は商業上の目的でなされる行為のみに及び、特に、科学的研究のためになされる行為には及ばない。
- (2) 特許に基づく権利は、特許所有者により又はその明示の同意を得て、ケニア又はその他の国の市場に出されたか又はケニアに輸入された物品に係る行為には及ばない。
- (3) 特許に基づく権利は、ケニアの領空、領土又は領水に一時的に又は偶発的に入った他国の航空機、陸上運搬手段又は船舶上での物品の使用には及ばない。
- (4) 特許に基づく権利は、特許条件の規定により制限される。
- (5) 特許に基づく権利は、公益の理由によるか若しくは特許の相互依存性に基づく強制ライセンスに関する規定及び特許発明の国による利用に関する規定により制限される。
- (6) 特許の権利は、生存物又は複製可能生命体の変異体又は変種であって、特許が取得された原型から明瞭に異なるものには及ばない。ただし、このことは、当該変異体又は変種が別個の特許に値する場合に限る。

第 59 条 特許に関する ARIPO 議定書

ケニアが指定国とされている特許であって、ARIPO 議定書に基づいて ARIPO が付与したものは、本法に基づいて付与された特許と同一の効果をケニアにおいて有する。ただし、理事長が、その出願に関して ARIPO に対し、特許が ARIPO により付与されたときに当該特許はケニアにおいて効力を有さない旨の、議定書の規定に基づく決定を伝達した場合を除く。

第 VIII 部 特許の存続期間及び年金

第 60 条 特許の存続期間

特許は、出願日から 20 年の満了時に失効する。

第 61 条 年金

(1) 出願又は特許を維持するためには、年金を協会に予め納付するものとし、その納付期限は出願日又は特許の日の各周年日の前日であり、所定の方法で納付しなければならない。

(2) 随時定められる追加料金を納付したときは、年金納付について 6 月の猶予期間が与えられる。

(3) 年金が本条に従って納付されなかった場合は、出願が取り下げられたものとみなされるか又は特許が失効するものとし、発明の保護は終了する。

(4) 理事長は、直ちに、(3)に基づく特許の失効を公告するものとする。

(5) 利害関係人は、(2)にいう猶予期間の満了から 6 月以内に、所定の手数料を納付して、(3)に基づいて取り下げられたとみなされた出願又は失効した特許を回復するよう協会に請求することができる。

(6) (5)に基づく請求があった場合において、理事長が年金の不納は意図的なものでなかったと認めたときは、理事長は、年金が納付されることを条件として、当該出願又は特許を回復する命令を下すことができる。

(7) 特許が回復された場合は、次の行為については、その特許に関して手続を提起してはならない。

(a) 特許の失効後、回復命令の日前に実行された行為、又は

(b) 特許の失効後、回復命令の日前にケニアに輸入されたか若しくはケニアにおいて製造された物品について回復命令の日後に実行された行為

第 IX 部 出願及び特許の所有権及び共有権の変更

第 62 条 出願等の所有権の変更

(1) 出願又は特許を譲渡するすべての契約は、書面によるものとし、契約当事者により署名されなければならない。

(2) 出願又は特許の所有権の変更は、規則に従い、かつ、規則により定める手数料の納付があったときに特許登録簿に記録されるものとし、当該変更が記録されるまでは、所有権の変更を立証する如何なる書類も、裁判所が別段の指示を下さない限り、手続において出願又は特許に対する権原の証拠として許容されない。

第 63 条 出願及び特許の共有権

当事者間に別段の合意がない限り、出願又は特許の共有者は、別個に、出願又は特許における自己の持分を移転し、保護特許を実施し、また、何れかの者が特許を実施するのを防止することができるが、第 55 条にいう行為の何れかを行う許可を第三者に与えることは、共同でのみ行うことができる。

第 X 部 契約ライセンス

第 64 条 ライセンシーの権利

(1) ライセンス契約において、ライセンシーに関する別段の規定がない限り、ライセンシーは、期間の制限なしに、ケニア全土において、発明、実用新案又は意匠の如何なる利用分野においても、第 54 条にいうすべての行為を発明に関して行う権利を有する。

(2) ライセンス契約に別段の規定がない限り、ライセンシーは、第 54 条にいう行為の実施を第三者に与えることができない。

第 65 条 追加のライセンスの付与及び発明の実施に係るライセンサーの権利

(1) ライセンス契約に別段の規定がない限り、ライセンサーは、所有権の行使となる行為の実行を第三者に許可することができ、又は自ら実行することができる。

(2) ライセンス契約において、当該契約自体又は当該契約が付与する許可は排他的なものである旨を規定している場合は、ライセンサーは、第 54 条に言及され、かつ、ライセンス契約の対象である行為を実行する許可を第三者に与えることも自ら当該行為を実行することもできず、また、ライセンシーは、本法の適用上、排他的なライセンシーとみなされる。

第 66 条 付与されなかったか、取り消されたか又は無効とされた特許の効力

ライセンス契約の失効前に、次の出来事の何れかが当該契約にいう出願又は特許に関して生じた場合は、審判所は、事情に鑑みて合理的と認められる命令であって、当該出願又は特許に直接関係するロイヤルティの払戻又は契約に基づいて支払われたか若しくは与えられた対価の返還に係るものを下すことができる。

(a) 出願が取り下げられたこと

(b) 出願が最終的に拒絶されたこと

(c) 特許が最終的に取り消され、又は無効と宣言されたこと

第 67 条 ライセンス契約の様式

すべてのライセンス契約は、書面によるものとし、かつ、契約当事者により署名されなければならない。

第 68 条 登録申請

(1) すべてのライセンス契約は、その変更も含め、特許登録簿への登録のために協会に提出されなければならない。

(2) (1)に基づく登録に係る申請は、契約の何れの当事者も行いうことができ、かつ、所定の書類及び手数料を添えるものとする。

(3) 理事長は、申請人に受領証を交付するものとし、受領証は、申請を行った事実及び申請が行われた日付の証拠となり、また、申請の日から 14 日以内に受領証が交付されない場合は、申請人は、当該の事実及び日付を証明するために他の証拠に依拠することができる。

(4) 次の何れかの場合は、理事長は、ライセンス契約を登録することを拒絶して、当該拒絶の理由を述べるものとする。

(a) 第 67 条又は本条(2)から(4)まで並びにそれらに係る準則が満たされなかった場合、

又は

(b) 第 69 条に基づいて、ライセンス契約を登録できなかった場合

(5) 理事長は、ライセンス契約の登録を拒絶する前に、次のことを行うよう申請人に通知するとともに、当事者に対し、通知の日から 45 日以内にそのことを行うことを認めるものとする。

(a) 意見がある場合はそれを提出すること

(b) 申請中の不備を是正すること、又は

(c) 登録の妨げとなる条件又は不備である旨を理事長により宣言されたライセンス契約中の条件を訂正し若しくは不備を修正すること

(6) ライセンス契約は、本法の規定に従って登録が理事長により拒絶された場合は無効とする。

第 69 条 ライセンス契約において禁止されている条件

理事長は、ライセンス契約中の何れかの条項がライセンシーに不当な制限を課し、その結果当該契約が全体としてケニアの経済的利益を害い、かつ、契約に含まれる当該条件に次の何れかの効果があると考えられる場合は、当該ライセンス契約を登録することを拒絶することができる。

(i) 実質上類似の又は同等の技術を国外から輸入することなしに同一又はより有利な条件で入手できるにも拘らず、ケニア外からの当該技術の輸入を許容し又は義務付けること

(ii) 当該契約に関わる技術の価値に不釣合な価格、ロイヤルティその他の対価の支払を義務付けること

(iii) 実際上、製造される製品の品質を保証するためには他のやり方でも不可能ではないにも拘らず、何れかの材料をライセンサーから又はライセンサーが指定若しくは承認した出所から取得するようライセンシーに義務付けること

(iv) 実際上、製造される製品の品質を保証するためには他のやり方でも不可能ではないにも拘らず、ライセンシーが何れかの材料を何れかの出所から取得することを禁止又は制限すること

(v) 実際上、製造される製品の品質を保証するためには他のやり方でも不可能ではないにも拘らず、ライセンサーが又はライセンサーが指定若しくは承認した出所から供給されるのではない材料をライセンシーが使用することを禁止又は制限すること

(vi) 当該契約に基づいてライセンシーが製造した製品を、排他的に又は主としてライセンサーが指定した者に販売することをライセンシーに義務付けること

(vii) 当該契約に関わる技術に関してライセンシーが行った改良を、適正な対価なしにライセンサーの利用に供することをライセンシーに義務付けること

(viii) 当該契約に関わる技術の助けを借りてライセンシーが製造する製品の数量を制限すること

(ix) ライセンシーが製造した製品の輸出を制限又は禁止すること

(x) 移転者が指定する者であって、当該契約に関わる技術の効率的な移転のために必要ではないものを雇用することをライセンシーに義務付けること。ただし、当該契約において、前記の目的で必要な者について、これらに置き換わる者を合理的な期間内に訓練することを規定することを条件とする。

- (xi) 新しい製品、方法又は設備に関連して技術を吸収し又は適合させるためにライセンシーが行った研究又は技術開発に制限を課すること
- (xii) 当該契約が関わる技術以外の技術のライセンシーによる使用を禁止又は制限すること
- (xiii) 当該契約の適用範囲を、当該契約の主対象である技術の利用に必要とされない技術に拡張すること、及び当該追加的技術について対価を義務付けること
- (xiv) 当該契約が関わる技術の助けを借りてライセンシーが製造した製品の販売又は再販売価格を定めること
- (xv) 当該契約が関わる技術に内在する欠陥に伴う責任からライセンサーを免除すること、又は当該責任を限定すること
- (xvi) 当該契約の結果として取得された技術の、ライセンシーによる当該契約の消滅後の使用を禁止又は制限すること。ただし、特許に基づくライセンサーの権利には従うものとする。
- (xvii) 当該契約の解釈又は履行から生じた紛争にケニアの法律以外の法律が適用されること又は当該紛争をケニア以外の国に所在する裁判所に提起するべきことを義務付けること
- (xviii) 当該契約の経済的効用に鑑みて当該契約の存続期間を不合理に長い期間に設定すること。ただし、当該契約が関わる特許の存続期間を超えない期間は不合理に長いとはみなさない。
- (xix) 類似するか又は競合する技術に関してライセンシーが販売、代理又は製造取決めを締結することを制限すること。ただし、当該制限が、ライセンサーの正当な利益を保護するため(特に、ライセンサーの工業所有権若しくは知的所有権を保護するため又はライセンシーが製造上、流通上若しくは販売促進上の義務に関して全力を尽くすことを確保するためを含む)に必要な場合に限る。
- (xx) ライセンシーが当該技術を地域条件に適合させること、当該技術に新機軸を取り入れるか若しくは代替入力に変更することを妨げること、又は不必要な設計若しくは仕様の変更を取り入れるようライセンシーに義務付けること。ただし、ライセンシーが自己の責任において、かつ、ライセンサーの名称、商標若しくはサービスマーク若しくは商号を使用することなく、適合行為を行う場合に限るものとし、また、この適合行為が、ライセンサー、その被指名者若しくは他のライセンシーにより供給される製品又はライセンサーの顧客に供給される製品における構成部品若しくは予備部品として使用されるその製造のための方法に悪影響を与える場合を除く。
- (xxi) ライセンシーが望まない追加的な技術、将来の発明及び改良、商品又はサービスの受け入れを強制すること
- (xxii) 特許プール若しくはクロスライセンシング協定又はその他の国際技術移転交換取決めに起因する地域、数量、価格、顧客又は市場についての制限措置であって、新規の技術開発の利用を不当に制限するか又は産業若しくは市場の不当な支配をもたらす、ライセンシーに悪影響を及ぼすものを課すること。ただし、共同研究取決め等の協力取決めに適切な又は付随する制限を除く。
- (xxiii) ライセンシーによる広告又は宣伝を規制する制限措置を課すること。ただし、当該広告又は宣伝においてライセンサーの名称、商標若しくはサービスマーク、商号又はその他の識別要素に言及している場合において、ライセンサーの営業権又は評判に対する侵害を防止するために当該宣伝の制限が必要なときを除く。
- (xxiv) ライセンス契約消滅後について守秘義務を課すること、又はライセンスを受けた技術

を用いる製造施設の稼働後に不合理に長い守秘期間を課すること，又は技術の習得及び熟達を制限する措置であって工業所有権に関係していないものを課すること

(xxv) 不可抗力の状況下であっても支払義務を課すること

(xxvi) ライセンスを受けた技術から生じた輸出商品について，地域若しくは数量による制限，又は輸出若しくは製品の輸出価格に係る事前承認，又は支払額の引上げにより輸出を妨げ又は阻害する制限措置を課すること

(xxvii) ライセンシーが必要としない品質管理方法又は標準を課すること。ただし，保証要件を満たすためのものである場合，又は当該製品にライセンサーの商標，サービスマーク若しくは商号が付される場合を除く。

(xxviii) 当該技術を取得するための条件として，ライセンシーの業務の管理に永続的に参加することをライセンサーに許容すること

(xxix) 国内の技術能力を向上させる措置であって，ライセンサーの工業所有権を害しないものをライセンシーが講じることを制限すること

(xxx) 経営及びコンサルタント又はその他の地位に国内の専門家を当てることを制限すること

(xxxi) ケニア外で付与された特許についてロイヤルティの支払を義務付けること

(xxxii) 他の取引相手と同等の取引について異なる条件を適用して，ライセンシーを競争上不利な立場に置くこと

(xxxiii) その内容に鑑みて又は商慣行に基づけば契約の主題と何らの関連もない補足的義務の受入れを当該契約の条件とすること

第70条 契約の登録及び証明書の交付

(1) 理事長が契約を登録することができると認めた場合は，理事長は，当該契約を登録し，登録証を申請人に交付する。

(2) 理事長が，

(a) 申請中の不備，若しくは当該ライセンス契約の登録を妨げる条件若しくは不備について申請の日から90日以内に申請人に通知すること，又は

(b) 当該ライセンス契約の登録を拒絶するとの自己の決定を(a)にいう通知の日から90日以内に申請人に通知すること，

を怠った場合は，当該ライセンス契約は，登録されたものとみなされ，理事長は，登録証を申請人に交付しなければならない。

(3) 登録は，次の日に効力を生じる。

(a) 申請が契約の締結から60日以内に行われた場合は，契約締結の日，及び

(b) 他のすべての場合は，申請日

(4) 第68条(5)に基づいて申請が訂正され又はライセンス契約が修正された場合は，申請は，訂正又は修正が行われた日に受領されたものとみなされる。

(5) 登録及び登録証には，次の事項を記載する。

(a) 契約当事者の名称及びライセンシーが当事者でない場合はその名称

(b) 申請の日

(c) 登録の日，及び

(d) 登録番号

これらはすべてケニア官報又は工業所有権公報において公告する。

(6) 契約の内容は秘密とする。ただし、契約の両当事者が第三者による契約内容の閲覧を許容することに同意する場合はこの限りでなく、また、当該閲覧は、許容された範囲内に限る。

第71条 救済方法

申請人は、理事長の決定に対する審判請求を、理事長の拒絶から2月以内に審判所に対して行うことができる。ただし、当該審判請求の理由は、次の何れかのことに限られる。

- (a) 拒絶決定に拒絶理由が記載されていないこと
- (b) 決定に記載されている理由の何れも本法に基づく正当な理由でないこと又は当該理由が申請人若しくはライセンス契約に誤って適用されていること
- (c) 理事長が適用した手続は不適切であり、申請人の権利を損なうものであること

第72条 不実施及び類似の理由による強制ライセンス

(1) 出願日から4年又は特許の付与から3年の何れか遅く満了するもの後はいつでも、何人も、ケニアにおいて特許発明に係る市場が合理的な条件により供給を受けていないとの理由に基づき、当該特許発明を実施するライセンスを審判所に申請することができる。

(2) (1)に拘らず、特許所有者が、ケニアにおいて特許発明に係る市場が供給を受けていないこと又は合理的な条件で供給を受けていないことを正当化する事情が存在する旨を審判所に納得させた場合は、強制ライセンスを付与してはならない。

第73条 特許の相互依存性に基づく強制ライセンス

(1) 先の特許に由来する権利を侵害することなしには特許発明を実施することができない場合は、後の特許の所有者は、いつでも、先の特許に関して、自己の発明を実施するのに必要な範囲での強制ライセンスの付与を審判所に請求することができる。ただし、当該発明が、先の特許においてクレームされている発明との比較で、多大の経済的意義を有する重要な技術的進歩となることを条件とする。

(2) 最初の特許の所有者は、第2の特許においてクレームされている発明を実施するためのクロスライセンスを合理的な条件で取得する権利を有する。

(3) 最初の特許に関して許可された実施は、第2の特許の譲渡と一括してでなければ譲渡不能とする。

(4) 本条において、「先の特許」又は「最初の特許」とは、先の出願に基づいて付与されたか又は正当に主張された先の優先日に基づく特許をいい、また、「後の特許」又は「第2の特許」は、それに応じて解釈する。

第74条 強制ライセンス付与の必須条件

(1) 強制ライセンスは、当該ライセンスを請求する者が次のことをしない場合は付与しない。

(a) 特許所有者に対し契約ライセンスを求めたが、合理的な商業条件で、かつ、合理的な期間内に当該ライセンスを得ることができなかった旨を審判所に納得させこと、及び

(b) 請求の原因となった不備を是正し又は必要を満たすのに十分な程度に関係発明を実施することについて審判所に納得の行く保証を申し出ること

(2) (1)(a)という要件は、国家非常事態又はその他の極度の緊急事態の場合においては適用

しない。ただし、特許所有者が合理的に速やかにその旨を通知されることを条件とする。

第75条 強制ライセンスの付与及び条件

(1) 審判所は、強制ライセンスに係る請求を検討するに際し、強制ライセンスを付与することができるか否かについて決定を下し、次いで、当事者により合意された条件を考慮に入れて付与することに決定した場合は、当事者間で正当な契約になると認められ、かつ、契約ライセンスの規定が適用される条件を定める手続を進める。

(2) 審判所は、(1)にいう条件を定めるに際し、強制ライセンスが次に該当するようにする。

(a) その範囲及び存続期間は当該ライセンスが許可された目的に限られており、かつ、それが半導体技術の場合は公共の非商業的な用途のため、又は司法若しくは行政手続を経て反競争的であると判断された慣行を是正するためのみのものであること

(b) 主として国内市場に対する供給のために限られていること

(c) 特許所有者の同意を得ないで新たなライセンスを付与する権利をライセンシーに与えていないこと

(d) 非排他的であること、及び

(e) 当該ライセンスの経済的価値を含め当該事件のすべての事情に適切な考慮を払った上で公正な報酬の特許所有者への支払について規定していること

(3) 協会及び政府の代理人は、審判所に出頭し、強制ライセンス申請の審理において聴聞を受ける権利を有する。

第76条 強制ライセンスの移転

強制ライセンスは、関係する発明が実施された事業部分又は当該事業の営業権と一括してのみ移転することができ、かつ、当該移転は、審判所の同意を得るまでは効力を有さない。

第77条 強制ライセンスの取消

(1) 利害関係人の申請があったときは、審判所は、次の場合に強制ライセンスを取り消すことができる。

(a) ライセンシーがライセンスの条件を満たさなかった場合、又は

(b) ライセンス付与の理由付けとなった条件が消滅し、再び生じる虞がない場合。ただし、ライセンシーの正当な利益が適切に保護されることを条件とする。

(2) 大臣の申請があったとき又は特許所有者の申請があったときは、審判所は、強制ライセンスを取り消すことができる。ただし、ライセンシーが、ライセンスの付与から2年以内に、当該ライセンスに係る申請の原因となった不備を是正し又は必要を満たすために関係発明を十分に実施するのに必要な措置をとらなかったことを条件とする。

(3) 特許所有者又はライセンシーの申請があったときは、審判所は、強制ライセンスの条件を変更することができる。ただし、新たな事実により変更が正当化され、かつ、特に、特許権者がより有利な条件で契約ライセンスを付与したことを条件とする。

第78条 付与、取消又は変更の登録

審判所が強制ライセンスを付与し、取り消し又はその条件を変更した場合は、審判所は、当該付与、取消又は変更を手数料の納付なしに登録簿に記録するよう理事長に指示するものと

する。

第 79 条 実施許諾用意

(1) 特許の所有者は、当該特許に基づくライセンスを当然の権利として利用できる旨を登録簿に記入するよう理事長に請求することができる。

(2) 当該請求は、理事長から当該特許に基づくライセンシーに通知される。

(3) ライセンシーは、特許所有者は関係ライセンス契約により新たなライセンスを付与することを禁じられているとの理由に基づいて、所定の期間内に、請求された記入に対して異論を申し立てることができる。

(4) 理事長は、(3)に基づく異論を受領しなかったか又はすべての異論に根拠がないと考える場合は、請求された記入を登録簿に行い、かつ、当該記入を公告する。

(5) 特許が本条に基づく記入の対象である場合は、何人も、特許所有者に対し、当該特許に基づく非排他的ライセンスを、当事者間で合意できない場合は審判所が定める条件で、自己に付与するよう要求することができる。

(6) 本条に基づく記入の対象である特許に係る年金であって記入の日後に期限が到来するものの額は、半分に減額される。

(7) 特許所有者は、いつでも、本条に基づく記入を抹消するよう理事長に請求することができ、理事長は、記入がされていなかった場合は納付される筈であったすべての年金の残高が納付された後当該記入を抹消するものとし、かつ、本条に基づく記入の抹消を公告する。

(8) (5)に基づいて付与されたライセンスの条件が審判所により定められた場合は、第 77 条(3)を準用する。

第 XI 部 政府による又は政府に許可された第三者による特許発明の実施

第 80 条 政府による又は政府に許可された第三者による特許発明の実施

(1) 本条に従うことを条件として、

(a) 公益、特に国の安全、栄養補給、健康、環境保全若しくは国民経済の他の重大な部門の発展により要求されるか、又は

(b) 特許所有者若しくはそのライセンシーによる発明実施の態様が競争的でないと理事長が判断した場合において、

所定の様式により大臣に申請があったときは、大臣は、協会及び特許所有者との協議の後、大臣が命令の中で指定する政府の省、局、庁又はその他の者は、本条に従って特許所有者に適正な補償金を支払うことを条件として、当該保護発明を実施しなければならない旨の命令を下すことができる。

(1A) 大臣は、(1)に基づいて同人に与えられた権限を行使するときは、本条に定める何れの措置にも拘らず、書面による命令により、特許所有者又はその他の通知すべき者に通知することなく、命令において指名又は表示した個人、法人又は団体により指名又は表示した何れかの個人、法人又は団体による輸入、製造若しくは供給を許可し、又は一切の分子若しくは物質の利用を許可することができ、かつ、当該命令は、命令において指名又は表示された者に対して大臣の命令取消意思について 6 月前の通知を出した後に書面により大臣が取り消すまでは、効力を維持する。

(1B) (1A)に基づいて下された命令は、特許所有者若しくはライセンス所有者又は利害関係があるその他の者に対する補償金の支払を要求しない。

(1C) 大臣は、本条に定める何れの措置にも拘らず、命令において指名又は表示した何れかの個人、法人又は団体による、一切の分子又は物質の製造、販売若しくは供給のための方法の利用を許可するものとし、かつ、当該命令は、命令において指名又は表示された者に対し大臣の命令取消意思について 6 月前の通知を出した上で、書面により大臣が取り消すまでは効力を維持する。

(2) 申請人が特許所有者に契約ライセンスを求めてそれに成功しなかった場合を除いて、(1)に基づく申請は行うことができない。

ただし、国家非常事態又はその他の極度の緊急事態の場合は、本項の規定は適用されない。そのような場合は、大臣は、命令の内容を合理的に速やかに特許所有者に伝達させるものとする。

(3) 本条に基づく命令は、大臣が必要と認める条件に従うものとする。

(4) 本条に基づく命令が下された場合は、理事長は特許所有者に支払われる補償金の額を定めるものとし、この補償金は、当該事案のすべての事情、特に特許の経済的価値に鑑みて公正なものでなければならない。

(5) 本条に基づく命令は、特許所有者がライセンス契約を締結すること、又は第 54 条により与えられる権限を行使することを妨げてはならない。

(6) 大臣は、特許所有者又は本条に基づく命令の適用上大臣が指名した政府の省、局、庁若しくはその他の者の請求に基づき、かつ、すべての利害関係人を聴聞した後で、事情の変更により正当化される範囲で、命令の条件を変更することができる。

(7) 大臣は、特許所有者の請求に基づき、かつ、すべての利害関係人を聴聞した後で、

(a) 本条に基づく命令を必要にした事情が消滅し、再び生じる虞がないと認めた場合、又は
(b) 当該命令の適用上指名された政府の省、局、庁若しくはその他の者が(3)に基づいて課された条件の何れかに違反した場合は、

当該命令を取り消すことができる。

(8) 本条に基づく命令におけるある者への許可は、その者が所有又は営業する業務又は事業以外のものに対して移転してはならない。

(9) 本条に基づく命令に従う発明の実施は、主としてケニアにおける市場に対する供給のためのものでなければならない。

(10) 半導体技術の分野における発明の実施に関する命令は、特許所有者又はそのライセンスーによる特許発明の実施の態様は競争的でないと審判所が判断し、かつ、当該命令の発出はそのような態様を是正するものであると大臣が認めた場合にのみ、下すことができるものとする。

(11) 本条に基づく大臣の決定に不服がある者は、審判所に対して審判請求を行うことができる。

第 XII 部 実用新案

第 81 条 特許に関する規定の適用

(1) 第 82 条に従うことを条件として、第 III 部、第 IV 部、第 V 部、第 VII 部、第 VIII 部、第 IX 部、第 X 部、第 XI 部、第 XV 部及び第 XVI 部の規定は、実用新案証又は場合によりそれを求める出願に準用する。

(2) 第 30 条(3)にいう場合において特許を受ける権利が実用新案証を受ける権利と衝突しているときは、前記規定は、「特許」が「実用新案証」に置き換えられたものとして適用される。

第 82 条 実用新案証に関する特則

(1) 考案は、新規であり、かつ、産業上利用可能である場合は、実用新案証に適格である。

(2) 第 22 条、第 24 条、第 42 条(出願の公開)、第 43 条、第 44 条及び第 60 条は、実用新案証の場合には適用されない。

(2A) 実用新案証の出願は、第 41 条の要件を満たした時点で、工業所有権公報にて公開されるものとする。

(3) 実用新案の登録証は、それに関する出願の出願日から第 10 年の満了時に失効し、更新できない。

ただし、本項の施行前に本法に基づいて交付された実用新案に関する登録証は、付与日から第 10 年の満了時に失効する。

第 83 条 特許出願の実用新案証への変更及びその逆の変更

(1) 特許出願人は、特許の付与又は拒絶の前はいつでも、所定の手数料を納付して、その出願を実用新案証出願に変更することができ、当該実用新案証出願は、元の出願の出願日を付与される。

(2) 実用新案証出願人は、実用新案証の付与又は拒絶の前はいつでも、所定の手数料を納付して、その出願を特許出願に変更することができ、当該特許出願は、元の出願の出願日を付与される。

(3) 出願は、1 回に限り、(1)に基づいて変更することができる。

第 XIII 部 意匠

第 84 条 意匠の定義

(1) この部の適用上、「意匠」とは、線若しくは色彩の組合せ、又は線若しくは色彩と関連しているか否かに拘らず立体的な形状をいう。

ただし、当該組合せ又は形状は、工業又は手工芸製品に特別の外観を与えるものであり、かつ、工業又は手工芸製品の模様として役立ち得ることを条件とする。

(2) 本法に基づく保護は、技術上の成果を得るためにのみ役立つ意匠の如何なる要素にも及ばない。

第 85 条 意匠に係る権利；創作者の記名

(1) 他の成文法の規定に従うことを条件として、意匠の創作者又はその権原承継人は、本法の条件に従うことを前提として、当該意匠が組み込まれている商品を商業上又は工業上の目的で販売し又は販売させる排他的権利を有する。

(2) 第 30 条、第 32 条及び第 33 条は、意匠の創作者の権利に準用する。

第 86 条 登録可能な意匠

(1) 意匠は、新規である場合は登録可能である。

(2) 意匠は、登録出願の出願日又は該当する場合は優先日に先立って、世界の何れかの場所において有形の態様での公開により、又はケニアにおいて使用若しくはその他の何れかの方法により、公衆に開示されていなかった場合は、新規であるとみなす。

(3) 第 23 条(4)を意匠の優先日に関して準用する。

(4) 公序良俗に反する意匠は、登録できない。

第 87 条 出願及び審査

(1) 意匠を登録することを希望する者は、次のものを協会に送付しなければならない。

(a) 所定の様式による願書

(b) 出願人が代理人により代理される場合は、委任状

(c) 意匠を具体化している物品の図面、写真又はその他の図形による表示、及び意匠が用いられる製品の種類の表示

(d) 所定の出願手数料

(2) 願書には、意匠を具体化している物品の見本を添える。

(3) 出願人が創作者でない場合は、願書には、意匠登録に対する出願人の権利を理由付ける陳述書を添える。

(4) 2 以上の意匠を同一の分類の対象とすることができる。ただし、これらが国際分類に基づく同一の類又は物品の同一の組若しくは組合せに関係することを条件とする。

(5) 出願人は、本条に基づいて行った出願をいつでも取り下げることができる。

(6) 理事長は、出願日として出願の受領日を付与する。

ただし、受領時に登録手数料が納付されており、かつ、出願に出願人の名称及び意匠を具体化している物品の図形による表示又は意匠の見本が含まれていることを条件とする。

(7) 第 37 条及び第 41 条(2)及び(3)を優先日及び出願に対する修正の提出に関して準用する。

(8) 理事長は、出願が本条並びに第 84 条及び第 86 条の要件を満たしていると認めた場合は、意匠を登録し、登録証を出願人に交付する。

(9) (7)に従うことを条件として、登録の日は、出願の日とする。

第 88 条 意匠登録の存続期間及び更新

(1) (2)に従うことを条件として、意匠登録の存続期間は、登録出願の日から第 5 年の終了時に満了する。

(2) 意匠登録は、所定の手数料を納付して、更に 5 年の期間について 2 回更新することができる。

(3) 意匠登録更新に係る手数料は、登録期間の満了に先立つ 12 月以内に納付しなければならないが、所定の追加料金の納付を条件として、更新手数料の遅延納付について 6 月の猶予期間が認められる。

第 89 条 意匠登録の回復

(1) 意匠に付与された保護が意匠所有者の管理を超える事情により更新されなかった場合は、意匠所有者又は権限を有するその他の者は、更新手数料の納付期限が到来した日から 1 年の期間内に所定の更新手数料及び追加料金を納付して、当該意匠の回復を申請することができる。

(2) 意匠登録の回復申請は、(1)にいう手数料及び追加料金の納付を証明する書類と共に理事長に送付しなければならない。かつ、回復が正当化されると所有者又は権限を有する者が考える理由の陳述書を含んでいなければならない。

(3) 理事長は、前記にいう理由を審査し、かつ、意匠を回復するか、又は理由が正当でないと考える場合は、申請を拒絶する。

(4) 回復が意匠の最長存続期間を延長する結果になってはならない。

(5) 回復された意匠は、理事長により、所定の様式で公告される。

第 90 条 図形による表示、見本等

(1) 登録意匠の図面、写真又はその他の図形による表示及び見本を含む出願書類は、協会により保管され、登録の公告後は、所定の方法で行われる請求に基づいて伝達されるものとする。

(2) 意匠の図面、写真又はその他の図形による表示及び見本は、登録の満了後 8 年の期間協会により保管されるものとし、また、何れの利害関係人も、所定の手数料を納付して、これを閲覧することができる。

(3) 公告後は、何人も、出願、表示又は見本の公式の写しを取得できる。

(4) (1)、(2)及び(3)は、先の登録の優先権を利用しようとする出願人が提出した公式の写し、及び一定の出願人が優先権を主張することを可能にするための書類に適用される。

(5) 意匠登録前に登録の優先権をケニア外で利用しようとする意匠登録出願人は、出願の公式の写しを取得することができる。

第 91 条 意匠登録の参考資料の公告

(1) 理事長は、すべての意匠登録の参考資料を公告するものとし、それには所定の細目のほ

か、次の事項を含める。

- (a) 意匠の番号
 - (b) 出願日
 - (c) 正当に主張されている優先権の表示、及び
 - (d) 意匠の図面、写真又はその他の図形による表示、及び見本が協会に寄託されているか否かについての表示
- (2) 協会は、意匠の表示の公告に係る条件を定める。

第 92 条 意匠登録により与えられる権利

(1) 意匠の登録により、当該意匠の登録された所有者には、第三者がケニアにおいて次に記載の行為を実行することを妨げる権利が与えられる。

- (a) 製品の製造において当該意匠を複製すること
- (b) 保護された意匠を複製している製品を輸入し、販売の申出をし又は販売すること
- (c) 当該製品の販売の申出をし又は販売する目的で貯蔵すること

(2) 意匠登録により与えられる権利は、工業上又は商業上の目的で行われた行為にのみ及ぶものとし、保護された意匠を具体化している製品が適法にケニアに輸入され又はケニアにおいて販売された後は、当該製品に関する行為には及ばない。

(3) 意匠の登録所有者は、自己が利用することが可能な他の権利、救済方法又は行為に加え、自己の同意を得ないで(1)にいう行為の何れかを実行することにより意匠を侵害する者、又は侵害が生じる虞を引き起こす行為を実行する者に対して訴訟手続を提起する権利を有する。

(4) ケニアが指定国である意匠であって ARIPO 議定書に基づいて ARIPO により登録されたものは、本法に基づいて登録された意匠と同一の効力をケニアにおいて有する。ただし、その出願に関して、登録が ARIPO により行われた場合には当該登録はケニアにおいて効力を有さない旨の ARIPO 議定書の規定に基づく決定を理事長が ARIPO に伝達していた場合はこの限りでない。

第 93 条 意匠の移転及び譲渡；ライセンス

- (1) 意匠に存在する権利は、その全部又は一部を移転することができる。
- (2) 第 62 条、第 63 条、第 64 条、第 68 条及び第 70 条の規定をこの部に準用する。

第 XIV 部 技術革新

第 94 条 定義

この部の適用上、

(a) 「技術革新」とは、技術の分野における特定の問題の解決方法であつて、ケニアにある企業の従業者が当該企業による使用のために提案したものであり、かつ、当該企業の活動に関係するものであるが、提案の日において、当該企業がまだ使用していないか又は使用のために積極的に検討していないものをいう。

(b) 「従業者」及び「企業」とは、(a)にいう従業者及び企業をいい、複数の企業が1人により所有又は営業されている場合は、これらの企業すべてを1企業とみなす。

(c) 「提案の日」とは、従業者が第 96 条に従って請求を行った日をいう。

(d) 「技術革新証」とは、第 95 条に従って企業が発行した書類をいう。

(e) 「技術革新者」とは、企業から技術革新証を発行された従業者をいう。

第 95 条 技術革新証に対する権利

(1) (2)に従うことを条件として、企業の従業者は、提案の日に、この部に規定するところにより技術革新証を受ける権原を有する。

(2) 従業者の職務に技術革新を考案すること及び提案することが含まれる場合は、当該従業者は、同人が雇用されている活動分野に関係する技術革新に係る技術革新証を受ける権原を有さない。ただし、当該技術革新に係る創作貢献度が、前記の職務を負う従業者に通常要求されていることを超える場合はこの限りでない。

(3) 複数の従業者が同一の技術革新についてそれぞれ技術革新証を請求する場合は、最初に請求を行った従業者が当該証明書を受ける権利を有する。

(4) 技術革新証の請求が2以上の従業者により共同で行われた場合は、当該証明書は、これらの共同名義で発行される。

第 96 条 請求

従業者が署名した技術革新証請求は、書面により企業に提出するものとし、企業は、請求提出について従業者に助力し、かつ、請求が提出された旨を確認し、提出された日を表示する受領証を従業者に発行するものとする。

第 97 条 技術革新証の発行又は拒絶

(1) この部の要件が満たされている場合は、企業は、提案の日から3月の期間内に、技術革新証を従業者に発行しなければならない。

(2) 企業は、この部の要件が満たされていないと考える場合は、当該証明書を発行することを拒絶することができ、従業者には拒絶の理由を(1)に定める期間内に従業者に通知しなければならない。

第 98 条 技術革新の利用

(1) 企業は、技術革新証を発行した場合は、同時に、当該技術革新を利用する意図を有するか否かを書面により従業者に通知する。

(2) 技術革新を利用する決定が技術革新の实地試験にかかっている場合は、企業は、技術革新者にその旨を通知して、当該技術革新を利用する意図を有するか否かについての通知を提案の日から1年以内延期することができる。

(3) 技術革新者は、当該技術革新の試験、開発又は利用について、できる限り企業に助力しなければならない。

(4) 企業は、技術革新者に対し、(3)にいう助力を提供するための適切な機会を与えなければならない。

(5) 一旦技術革新証が発行されたときは、技術革新者は、その技術革新を企業以外の如何なる者にも伝達してはならず、また、それを利用してもならない。

(6) 企業が当該技術革新を利用する意図を有さない旨を宣言した場合、又は企業が当該技術革新を利用する意図を宣言したにも拘らず、技術革新証の発行若しくは(2)にいう期間の満了から6月以内に当該技術革新の利用を実際に開始しなかった場合は、技術革新者は、(3)及び(4)にいう義務から免除される。

ただし、技術革新者は、その技術革新を他の者に伝達する権利を、当該伝達が従業者として取得したノウハウ又はその他の知識の伝達を伴わない限りにおいて有するものとする。

第99条 技術革新者の報酬

企業が技術革新を利用したか又は第三者に伝達した場合は、技術革新者は一定の報酬を受け、その権利を有するものとし、その金額及び支払方法は、適用される団体交渉協約がない場合には、技術革新者と企業との間の合意によって定める。

第100条 契約による逸脱

この部の規定よりも従業者又は技術革新者に不利な契約の規定は無効とする。

第101条 紛争

(1) この部の適用に関する紛争が生じた場合は、当該紛争は、何れかの利害関係人により、3の構成員から成る仲裁委員会に付託されるものとする。構成員の1は従業者又は技術革新者が指名し、構成員の1は企業が指名し、これら2構成員が委員長を指名する。仲裁委員会は、利害関係人を聴聞し、その後裁定を下す。

(2) 当事者が委員長の指名について合意できない場合は、企業の所在地を管轄する駐在治安判事裁判所が指名する。

(3) 不服がある当事者は、仲裁委員会の決定に対して審判所に審判請求を行うことができる。

第 XIV 部 一般規定：権利放棄，取消及び無効

第 102 条 権利放棄

- (1) 特許証，実用新案証又は意匠登録証の所有者は，協会にこれらの権利放棄をすることができる。
- (2) 権利放棄は，特許若しくは実用新案の 1 又は複数のクレーム，又は意匠の場合は 1 種類の製品若しくは 1 の類の製品に限定することができる。
- (3) 権利放棄は，理事長により直ちに登録簿に記録され，公告されるものとし，また，権利放棄は，公告された後にのみ効力を有する。
- (4) ライセンスが登録簿に記録されている場合は，権利放棄は，ライセンシーが当該権利放棄に同意する宣言の提出があったときにのみ登録される。ただし，ライセンシーがライセンス契約において明示的にこの権利を放棄している場合はこの限りでない。

第 103 条 取消又は無効

- (1) 何れの利害関係人も，自己が特許，若しくは登録された実用新案若しくは意匠の所有者に対して提起した手続において，又は当該所有者から自己に対して提起された手続において，審判所に対し，当該特許，実用新案若しくは意匠登録を取り消すか又は無効にするよう請求することができる。
- (2) 2017 年法律 No. 11 により削除。
- (3) 審判所は，次の理由の何れかに基づいて，特許，実用新案若しくは意匠の登録を取り消すか又は無効にする。
 - (a) 特許所有者が第 30 条，第 31 条又は第 32 条に基づいて特許付与を出願する権利を有さないこと
 - (b) 特許所有者が，特許の取消を請求した者，又は特許所有者がその下で若しくはそれを通じて権利主張をしている者の権利を侵害したこと
 - (c) 発明が，商業又は工業において利用することができる技術(物理的な効果を生むか否かを問わない)，方法，用途，機械，製品又は合成物に関係していないこと
 - (d) 発明が，出願の発効日において当該技術について常識であったものに鑑みて進歩性がないという点で，自明のものであること
 - (e) 発明が，出願の何れかのクレームにおいて請求されている限りにおいて有用でないこと
 - (f) 特許が，発明及び発明を実施する方法を十分に説明し，確認していないこと
 - (g) 特許が，明細書が協会に提出された時点で特許所有者が知っていた最善の発明実施方法を開示していないこと
 - (h) 特許付与を求める出願がされた時点で，出願様式又は出願に次いで提出されたその他の書類に重要な不実表示が含まれていたこと，又は
 - (i) 発明が第 23 条に基づいて新規のものでないこと
- (4) 特許の取消又は無効の請求は，
 - (a) 請求人が特許の取消又は無効を求める自己の請求において依拠しようとする理由を述べ，かつ
 - (b) (i) 前記の理由の裏付けとして申し立てる事実の詳細を記載した陳述，及び
 - (ii) (1) 及び(2)に基づく請求を行った旨の通知の特許所有者に対する送達の際に添える

ものとし、当該陳述は審判所に提出しなければならない。

(5) 特許所有者が請求について争うことを希望する場合は、所定の期間内又は審判所が許容する追加の期間内に、請求を争う理由の詳細を記載した反対陳述書を審判所に提出する。

(6) 審判所に提出された(5)に基づく反対陳述書の写しが関係特許の所有者により送達されなければならない。

(7) 本条に基づいて提出された詳細は、審判所の許可を得て随時訂正することができる。

(8) 如何なる証拠も、審判所の許可がなければ、本条に基づいて詳細が提出されなかった理由の証拠として認められない。

(9) (1)に基づく請求を受領し、かつ、適用される本条のその他の規定が満たされた後、審判所は、所定のやり方で当該事項を審理する準備を行うものとし、かつ、その際に適切と認める命令を発出することができる。

(10) 審判所は、特許の取消又は無効を求める請求をケニア官報又は工業所有権公報において公告する。

(11) 不服がある者は、審判所の決定に対して高等裁判所に上訴することができる。

(12) (2)の規定が複数のクレームの一部若しくは1のクレームのいくつかの部分、又は登録意匠のいくつかの部分のみに適用される場合は、審判所は、そのようなクレーム又は部分のみを取り消し又は無効にすることができる。

(13) 審判所は、審査の目的で、特許、実用新案若しくは意匠登録証の所有者に対し、同一の若しくは本質的に同一の発明若しくは意匠について当該所有者が他の国内若しくは広域工業所有権庁にした特許、実用新案若しくは意匠に係る権原を求める出願に関連して、又は当該出願に基づいて付与された特許、実用新案若しくは意匠、又はその他の権原若しくは保護の登録に関する手続に関連して言及された先行技術を示す登録証、刊行物及びその他の書類を審判所に提出するよう要求することができる。

(14) (1)にいう請求の通知は、特許、実用新案又は意匠に基づくライセンシーであって、ライセンス契約に別段の規定がない場合は当該手続に参加する権利を有するものすべてに送達される。

(15) 手続前又は手続中に、特許、実用新案又は意匠が当該手続の当事者でない者に属する旨審判所に申し立てられ、又は審判所がそのように考えた場合は、(1)にいう請求の通知がその者及び当該手続に参加する権利を有する者に送達される。

第 104 条 取消又は無効の効果

(1) 取り消されたか又は無効にされた特許、実用新案若しくは意匠又は登録意匠のクレーム若しくはクレームの一部は、特許又は実用新案若しくは意匠に係る登録証の付与日から無効であるものとみなす。

(2) 審判所の決定が上訴の対象とならなくなり次第、審判所の議長は理事長に通知するものとし、理事長は、そのことを速やかに登録し、かつ、ケニア官報又は工業所有権公報に公告する。

第 XVI 部 侵害

第 105 条 侵害を構成する行為

第 21 条(3)(e), 第 58 条, 第 61 条(6), 第 72 条, 第 73 条, 第 80 条(1C)及び第 86 条に従うことを条件として, 第 54 条又は第 92 条に定める行為であって, 特許, 登録実用新案又は意匠の所有者以外の者が, 所有者の許可を得ずに, 正当に付与された特許又は登録証の範囲内の製品又は方法に関して実行したものは, 侵害を構成する。

第 106 条 救済

審判所は, 特許又は登録実用新案若しくは意匠の所有者の請求があったときは, 次の救済を与えるものとする。

- (a) 侵害が急迫している場合に侵害を防止するための, 又は一旦侵害が開始されたときに侵害の継続を防ぐための差止命令
- (b) 損害賠償, 又は
- (c) 法律に規定するその他の救済

第 107 条 不侵害の宣言

(1) (2)に従うことを条件として, 正当な利害関係を証明した者は, 審判所に対し, 特定の行為の実行が特許又は登録実用新案若しくは意匠を侵害しない旨を宣言するよう請求することができ, 特許又は登録実用新案若しくは意匠に基づく所有者及びライセンシーは, 手続における被告になる権利を有する。

(2) 次の場合は, (1)に基づく宣言を行ってはならない。

- (a) 請求が関係する行為が既に侵害手続の対象になっている場合, 又は
- (b) 請求を行っている者が, 以前所有者に対し, 当該の行為が適法である旨の書面による確認を要求し, かつ, 所有者が 14 日以内に当該要求を拒絶したか又は応答しなかったことを証明できない場合

第 108 条 侵害手続をもってする脅迫

(1) 侵害手続をもって脅迫された者であって, 自己が実行したか又はこれから実行する行為が特許, 登録実用新案若しくは意匠の侵害を構成しないことを証明できるものは, 審判所に対し, 当該脅迫を禁止する差止命令を下し, かつ, 当該脅迫から生じた金銭上の損失に対する損害賠償を裁定するよう請求することができる。

(2) 特許, 登録実用新案若しくは意匠登録の存在についての単なる通知は, 侵害をもってする脅迫を構成しない。

第 109 条 刑事手続

(1) 特許, 登録実用新案若しくは意匠の意図的な侵害は, 本法に基づく違法行為を構成する。

(2) 当該違法行為は, 1 万シリング以上 5 万シリング以下の罰金若しくは 3 年以上 5 年以下の拘禁又はその双方に処される。

第 110 条 特許方法の使用の推定

特許所有者の権利の侵害に関する手続であって刑事手続以外のものの目的で、特許の主題がある製品を取得するための方法である場合において、次の条件の何れかが満たされたときは、特許方法によって同一の製品が製造されなかったことを立証する責任は、侵害者として申し立てられている者にある。

- (a) 当該製品が新規のものであること、又は
- (b) 当該方法により同一の製品が製造された可能性がかなりあり、かつ、特許所有者が合理的な努力をしても現実に使用された方法を判定することができなかつたこと

第 111 条 ライセンシーによる法的手続

(1) 第 65 条(2)にいう意味での排他的ライセンスは、特許、登録実用新案若しくは意匠の所有者に対し、自己が特定する侵害に関する特定の救済を求める法的手続を提起するよう書留郵便で請求することができる。

(2) ライセンシーは、請求から 3 月以内に所有者が法的手続を提起することを拒絶するか又は提起しない場合は、所有者に通知した後、自己の名義で当該手続を提起することができる。所有者は、当該手続に参加することができる。

(3) 審判所は、(2)にいう 3 月の期間の満了前でも、ライセンスの請求があったときは、侵害を防止するため又は侵害の継続を防ぐために適切な差止命令を発出することができる。ただし、かなりの損害を防ぐためには即座の行動が必要であることをライセンスが証明した場合に限る。

第 XVII 部 工業所有権審判所

第 112 条 理事長の決定に対する審判請求

本法の下で理事長の決定に対する審判請求に係る規定が設けられる場合は、当該審判請求はすべて、この部の規定に従って工業所有権審判所に対して行うものとする。

第 113 条 工業所有権審判所

(1) 第 112 条に従う審判請求について審理を行い、決定を下し、かつ、本法により与えられる他の権限を行使する目的のために、大臣が任命する議長及び 4 の構成員から成る工業所有権審判所を設置する。

(2) 審判所所長は、ケニア高等裁判所の裁判官であったか又はその裁判官として任命される資格を有する者とする。

(3) 審判所の少なくとも 2 の構成員は、ケニアにおいて弁護士として業務を行う資格及び権利を 7 年以上有している者とし、他の 2 は、産業、科学及び技術の分野における経験及び／又は専門知識を有していなければならない。

(4) 審判所は、審判所が指定する時に開くものとする。

(5) 審判所の所長及び構成員には、大臣が決定する報酬及び手当が支払われる。

(6) 内閣官房は、審判所の書記官を務める適切な法務官を任命する。

(7) 本条に基づいて任命される所長及びすべての構成員は、任期を 3 年とし、かつ、再任可能であるものとする。

(8) (1)に基づいて任命された構成員は、次の場合の何れかに該当するときは、職を辞するものとする。

(a) 大臣が、同人が精神又は身体の疾患により無能になったか、又はその他により構成員の職務を果たせなくなったか若しくは構成員として続けることができなくなったとの理由で同人を解職した場合

(b) 同人が、大臣に辞表を提出した場合

(c) 同人が、許可又は適切な理由なしに、審判所の会合を連続して 3 回欠席した場合

(d) 同人が、破産宣告を受けるか又は債権者との間で債務免除計画又は債務整理計画を立てた場合

(e) 同人が、裁判所により、6 年以上の拘禁を宣告された場合、又は

(f) 同人が、不正行為、詐欺又は不道德行為に関わる違法行為について有罪判決を受けた場合

(9) 本条に基づいて任命された構成員が辞職した場合は、大臣は、辞職した構成員の残余の任期について他の者を任命することができる。

(10) 本条に基づいて任命された審判所の構成員が一時的にその職責を遂行することができない場合は、大臣は、同人が欠けている間その代わりに務める他の者を任命することができる。

第 114 条 審判所の権限

(1) 審判所は、人の出席、書類の開示若しくは提出、又は法定侮辱罪の調査若しくは処罰を確保する目的のための命令であって、裁判所が発出する権限を有するものを発出する権限を

有する。

(2) 本法に基づいて審判所に審判請求があったときは、審判所は、次のことを行うことができる。

(a) 問題の命令又は決定を確認し、無効にし、又は変更すること

(b) 審判請求が提起される元となった手続において理事長が行使し得た権限を行使すること、又は

(c) 費用に関して適切と認める命令を発出すること

第 115 条 高等裁判所に対する上訴

(1) 審判所における手続の当事者は、この部に基づいて定められた準則に従い、審判所の命令又は決定について高等裁判所に上訴することができる。

(2) 高等裁判所は、本条に基づく上訴を審理した上で、次のことを行うことができる。

(a) 問題の命令又は決定を確認し、無効にし、又は変更すること

(b) 高等裁判所が発出することが適切と認める、更なる審理、報告、手続又は証拠を求める指示を付して、手続を審判所に差し戻すこと

(c) 審判請求が提起される元となった手続において審判所が行使し得た権限を行使すること、又は

(d) 上訴又は当該事項についての審判所における先の手続の費用に関して、高等裁判所が適切と認める命令を発出すること

第 116 条 査定官

審判所の議長は、事案に関する適正な決定のために専門知識が必要であると審判所が考える場合は、顧問の資格で査定官としての役割を務めるために、専門知識を有する者を任命することができる。

第 117 条 審判所の準則及び手続

大臣は、審判所の業務及び手続を規定するための準則を設けることができる。

第 118 条 理事長による審判所への付託

(1) 本法に基づいて理事長が決定を下すべき何れかの事項が、法律上の論点に関わっているか又は例外的に重要若しくは複雑であると理事長が考える場合は、理事長は、当事者に通知した後、一般的指示を求めて当該事項を審判所に付託することができ、また、その後当該事項に関しては、審判所の一般的指示又は高等裁判所への上訴に基づくその後それに代わる指示に従って行動するものとする。

(2) (1)に基づいて何れかの事項が審判所に付託された場合は、理事長及び当該事項の当事者は、当該事項について決定が下される前に審判所から聴聞を受ける権利を有するものとし、また、出頭し又は弁護士に代理させることができる。

第 XVIII 部 雑則

第 119 条 規則

大臣は、本法に基づいて定めることができる事柄であつて、一般に本法の目的及び趣旨をより適切に遂行するためのものを定める規則を設けることができる。

第 120 条 年次報告

(1) 理事会は、各会計年度の終了時から 4 月以内に、当会計年度中の協会の活動に関する報告を大臣に提出する。

(2) 大臣は、報告の受領から 14 日以内に、これを国会に提出する。

第 121 条 第 509 章の廃止及び留保規定

(1) 工業所有権法を廃止する。

(2) 第 2 附則に定める経過規定及び留保規定は、工業所有権法が廃止された時に発効する。

第 122 条 印紙税の免除

協会によって、協会に代わつて又は協会のために作成された証書に関する租税であつて、本条が存在しない場合は協会が納付しなければならない如何なるものも、印紙税法(第 480 章)の下で課されることはない。

第1附則(第8条) 理事会の業務の執行に関する規定

1. 在職期間

理事会の議長又は職権による構成員以外の構成員は、本附則の規定に従うことを条件として、任命書に記載する条件に基づき、3年の期間在職するものとする。ただし、最大限3期まで再任されることが可能である。

2. 辞職

議長又は職権による構成員以外の構成員については、次のことが適用される。

- (a) 当人は、大臣に対する書面による通知により、いつでも退職することができる。
- (b) 当該構成員が次のことの何れかに該当した場合は、大臣は同人を解職することができる。
 - (i) 理事会の許可を得ずに、理事会の会合に3回連続して欠席したこと
 - (ii) 犯罪について有罪判決を受け、6月を超える拘禁又は1万シリングを超える罰金を宣告されていること
 - (iii) 6月を超える期間、身体又は精神の疾患により無能力になっていること、又は
 - (iv) その他により、職務遂行が不可能であるか又は職務遂行に不適であること

3. 会合

- (1) 理事会は、各会計年度に4回以上会合するものとし、かつ、ある会合の日と次の会合の日との間が4月を超えてはならない。
- (2) (1)に拘らず、所長は、理事会の職務処理のためにいつでも理事会の特別会合を開くことができ、また、少なくとも5の構成員の書面による請求があったときは、これを開かなければならない。
- (3) 理事会の全構成員の4分の3が別段の合意を行った場合を除き、理事会の各会合については、少なくとも14日の書面による予告が理事会の各構成員に与えられなければならない。
- (4) 理事会の職務執行のための定足数は、議長又は主宰する者を含む構成員7とする。
- (5) 議長は、自己が出席している理事会の各会合を主宰するものとする。ただし、議長が欠席している場合は、出席している構成員はそこから主宰する者を選出し、その者は、当該会合及びそこで処理される職務に関して議長のすべての権限を有するものとする。
- (6) 全会一致の決定が成立した場合を除き、理事会の下での事項に関する決定は、出席し投票する構成員の過半数によるものとし、賛否同数の場合は、議長又は主宰する者が決定票を有する。
- (7) (4)に従うことを条件として、理事会の手続は、理事会の構成員中の空席の理由のみによって無効とされてはならない。
- (8) 本附則の規定に従うことを条件として、理事会は、自らの手続並びに理事会の委員会及びその会合における他の者の出席に関する手続を決定することができる、かつ、それに関する議事規則を定めることができる。

4. 理事会の委員会を設置する権限

- (1) 理事会は、自ら決定する職務及び責任を履行する上で適切と認める委員会を設置することができる。
- (2) 理事会は、(1)に基づいて設置された委員会の議長を自らの構成員の中から任命する。
- (3) 理事会は、適切と認めるときは、その委員会の審議に出席する者を選出することができる。

5. 利害関係の開示

(1) ある構成員が、理事会の下での契約、契約案又はその他の事項に直接的又は間接的に利害関係を有しており、かつ、当該の契約、契約案又はその他の事項を審議している理事会の会合に出席している場合は、同人は、当該会合において、同会合の開始後合理的に速やかに当該事実を開示しなければならない、かつ、当該の契約若しくはその他の事項に関する問題について、審議若しくは討議に参加しても投票してもならず、また、当該問題の審議中、会合の定足数に算入されないものとする。

(2) 本段落に基づいて行われた利害関係の開示は、それが行われた会合の議事録に記録されなければならない。

(3) (1)に違反する理事会の構成員は違法行為を犯すものであり、10万シリングの罰金若しくは6月の拘禁又はその双方に処される。

6. 法人印

協会の法人印の捺印は、議長及び理事長の署名により認証されるものとし、法律により捺印が必要とされていない書類及び理事会のすべての決定は、議長及び理事長の署名により認証することができる。

ただし、理事会は、何れかの事項について議長又は理事長が不在の場合は、議長又は理事長の代理として印章を認証するための構成員1を指名する。

7. 契約及び証書

法人ではない者により締結又は作成された場合に捺印を必要としない契約又は証書は、理事会によりその目的で一般に又は特に授権されている者が理事会の代理として締結又は作成することができる。

第2附則(第121条(2)) 経過規定及び留保規定

1.

本附則において、

「旧法」とは、本法第121条(第509章)により廃止された工業所有権法をいい、

「旧庁」とは、本法施行の直前に存在したケニア工業所有権庁をいう。

2.

特許が旧法に基づきケニアにおいて登録された場合、又は同法第126条(1)に基づき留保された場合において、当該登録により与えられた特権及び権利が本法施行の直前に効力を有していたときは、本附則に従うことを条件として、

(a) 当該特許は、ケニアにおいて、本法に基づいて付与されたものとして扱われ、

(b) 当該特許は、本法が制定されていなかったならば前記の特権及び権利が失効したであろう時に、ケニアに関して失効し、

(c) 当該特許は、本法が制定されていなかったならば前記の特権及び権利がケニアにおいて取得されなかった旨宣言されたであろう場合にのみ、取り消すか又は無効にすることができ、

(d) 当該特許の登録証又は認証謄本は、登録の日及び事実の一応の証拠として許容されるものとし、また

(e) 当該特許に係る侵害訴訟は、申し立てられている侵害が本法施行以後に生じたものである場合にのみ本法の下で成立するものとし、他の場合については、本法が制定されていなかったものとして提起し、かつ、処理することが可能である。

3.

第2段落の適用上必要な限りにおいて、旧法に基づく特許登録簿は引き続き維持され、かつ、本法に基づく登録簿の一部であるものとみなされる。

4.

連合王国の1949年登録意匠法(第510章)に基づき連合王国において登録された意匠の登録所有者が、当該意匠に関して、旧法施行直前に、廃止された連合王国意匠法の規定に基づき、同一の特権及び権利をケニアにおいて享受していた場合は、当該意匠は、旧法に基づいて登録されていたものとみなす。

5.

旧法施行の日と本法施行の日との間にケニアにおいてされた、特許の付与又は実用新案若しくは意匠の登録を求める出願は、本法の規定に従って処理されるものとし、かつ、旧法に基づいて付与されたか又は付与されたであろう出願日又は正当に主張されている優先日を維持し、又は付与される。

6.

法第62条は、ライセンス契約及び特許を受ける権利を譲渡するか又は出願若しくは特許を譲渡する契約には適用されない。ただし、当該契約が本法施行前に締結され、かつ、本法施行から60日以内に、登録のために理事長に提出されていることを条件とする。

6A.

本法施行直前に承認された実用新案の登録は、本法に基づく登録とみなされ、当該承認の日から第10年の満了時に失効する。

7.

本法施行直前に旧庁の代理として政府が保有していたすべての資金、資産及びその他の動産

及び不動産は、本段落に基づき、かつ、他の保証なしに、協会に帰属する。

8.

財産に関して登録簿に記入を行い若しくは登録簿中の記入を訂正し、又は財産に対する権原を執行し若しくは証明する証明書若しくはその他の書類を発行し若しくは訂正する権限又は職責を有する各公務員は、手数料又はその他の料金の納付なしに、かつ、協会による又は協会の代理としての請求があったときは、第7段落にいう財産の協会への移転に確定的効果を与えるために法律上必要なすべての事柄を行うものとする。

9.

成文法に基づくものか又はその他によるものかを問わず、すべての権利、権限、責任及び職責であって、本法施行直前に、旧庁に関して政府に属し、政府に課され、又は政府により若しくは政府に対して執行可能であったものは、本段落に基づいて協会に移転され、属し、課され、又は協会により若しくは協会に対して執行可能であるものとする。

10.

本法施行以後、政府による又は政府に対する行為、訴訟又は法的手続であって旧庁に関して係属中のすべてのものは、協会により又は協会に対して続行され又は遂行されるものとし、かつ、当該訴訟、訴え、又は法的手続は、本法の施行により中断し又は影響を受けるものではない。

11.

本法が施行される会計年度に関して旧庁のために承認された年次予算は、当該会計年度の残余期間について協会の年次予算であるものとみなす。ただし、理事会は、大臣及び財務省が承認するやり方で、この予算を変更することができる。

12.

本法施行直前に旧庁の公務員又は従業者であった者は、協会の幹部又は従業者であるものとみなす。

ただし、

(a) 協会の幹部又は従業者になることを希望しない旧庁の公務員又は従業者は、本法施行の日から36月の期間内に、その選択権を行使しなければならない。

(b) (a)に従うことを条件として、協会の各幹部又は従業者は、理事会設置の日から12月の期間内に、協会との書面による契約を締結するものとし、それに基づき、その者の政府に対する役務は協会に移転する。

ただし、契約の役務条件は、当該幹部又は従業者に不利なものであってはならない。

(c) 旧庁の公務員又は従業者であって(a)に基づいて選択権を行使しないものは、その後12月の期間協会に配置換えされたものとみなされ、同人は、当該期間の満了後、(a)に規定するところにより選択権を行使するか又は(b)に規定するところにより協会との契約を締結しなければならない。